

2.2 社会的状況

2.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

1) 人口等の推移

整備実施区域及びその周囲の人口の推移は表 2.2.1-1 に示すとおりである。

人口及び人口密度は、稲敷市、河内町、山武市、多古町でやや減少傾向にあり、その他の市町では概ね横ばいまたは増加傾向にある。世帯数は、成田市、山武市及び横芝光町がやや増加の傾向にあり、その他の市町では概ね横ばいである。

表 2.2.1-1 人口の推移（平成 25～29 年）

	年 度	茨城県		千葉県				
		稲敷市	河内町	成田市	山武市	多古町	芝山町	横芝光町
人口 (人)	平成 25 年	44,556	9,563	130,550	53,855	15,253	7,615	23,967
	平成 26 年	43,827	9,342	130,908	52,945	14,997	7,467	23,757
	平成 27 年	42,810	9,168	131,190	52,222	14,724	7,431	23,762
	平成 28 年	42,217	8,943	131,573	51,525	14,497	7,325	23,467
	平成 29 年	41,392	8,821	132,310	50,801	14,375	7,276	23,203
世帯数 (世帯)	平成 25 年	14,820	2,983	55,016	19,525	5,117	2,453	8,181
	平成 26 年	14,818	2,946	55,663	19,496	5,164	2,411	8,145
	平成 27 年	14,453	2,950	55,462	19,454	5,053	2,453	8,433
	平成 28 年	14,605	2,935	56,531	19,591	5,090	2,450	8,505
	平成 29 年	14,566	2,963	57,906	19,691	5,151	2,487	8,545
人口 密度 (人/km ²)	平成 25 年	216.5	215.8	610.5	367.9	209.9	175.2	358.2
	平成 26 年	212.9	210.9	612.2	361.7	206.3	171.8	355.1
	平成 27 年	208.0	207.0	613.5	355.8	202.3	171.9	354.6
	平成 28 年	205.1	201.9	615.3	351.1	199.1	169.4	350.2
	平成 29 年	201.1	199.1	618.7	346.1	197.5	168.3	346.3

※1 各年10月1日現在

※2 茨城県の平成28年の人口密度は未公表のため、同年の人口と「全国都道府県市区町村別面積調」記載の面積より算出している。29年の人口密度は未公表のため、同年の人口と前年の「全国都道府県市区町村別面積調」記載の面積より算出している。

※3 千葉県の平成27、28年の人口密度は未公表のため、同年の人口と「全国都道府県市区町村別面積調」記載の面積より算出している。29年の人口密度は未公表のため、同年の人口と前年の「全国都道府県市区町村別面積調」記載の面積より算出している。

資料：「茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「千葉県毎月常住人口調査月報 平成25～29年」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

2) 人口集中地区の状況

整備実施区域及びその周囲のうち、成田市には人口密度の高い人口集中地区（DID）が存在している。2015 年（平成 27 年）の国勢調査による人口集中地区の人口、面積、人口密度は表 2.2.1-2 に示すとおりである。

成田市においては、市の面積の 10.2%に、人口の 57.7%が集中している。

表 2.2.1-2 人口集中地区の状況（平成 27 年）

市 名	全 域		人口集中地区（DID）				
	人 口	面 積	人 口	面 積	人口密度	全域に占める人口集中地区の割合(%)	
	(人)	(km ²)	(人)	(km ²)	(人/km ²)	人 口	面 積
成田市	131,190	213.84	80,812	22.62	3572.6	61.6	10.6

※1 全域人口は平成27年10月1日現在

※2 全域面積は国土交通省国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」による。

資料：「千葉県統計年鑑（平成28年）」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

(2) 産業

整備実施区域及びその周囲における、2014 年（平成 26 年）の産業別就業者数は表 2.2.1-3 に示すとおりである。運輸業・郵便業が 17.5%、卸売業・小売業が 15.0%、製造業が 14.3%、サービス業が 11.5%を占めており、これら 4 業種で全体の約 58%となる。

表 2.2.1-3 産業別就業者数

単位:人

県 市町名	農林漁業	鉱業，採石業，砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	金融業，保険業	不動産業，物品賃貸業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	教育，学習支援業	医療，福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されるものを除く）	全産業
茨城県	稲敷市	241	1,334	5,184	25	6	850	3,188	173	173	178	994	1,153	625	1,755	132	545	397	16,973
	河内町	209	336	977	4	—	83	391	4	32	13	52	153	88	255	9	153	134	2,893
千葉県	成田市	526	3,293	7,590	377	907	20,682	12,539	1,947	1,554	972	8,944	3,974	2,788	7,035	684	13,550	5,329	92,721
	山武市	291	1,328	3,624	14	20	1,030	3,269	127	174	160	1,171	987	690	2,200	260	930	1,087	17,409
	多古町	309	575	1,778	10	2	1,087	1,258	45	49	64	280	485	189	744	112	466	167	7,625
	芝山町	145	4	1,700	—	6	2,909	946	14	84	80	139	444	142	508	43	1,663	148	9,336
	横芝光町	233	882	1,307	18	1	366	1,563	121	96	117	574	415	323	927	79	562	201	7,801
	合計	1,954	8,109	22,160	448	942	27,007	23,154	2,431	2,162	1,584	12,154	7,611	4,845	13,424	1,319	17,869	7,463	154,758
構成比(%)		1.3	0.1	5.2	0.3	0.6	17.5	15.0	1.6	1.4	1.0	7.9	4.9	3.1	8.7	0.9	11.5	4.8	100.0

※1 各産業の構成比の合計は、四捨五入により全産業の構成比と一致しない。

※2 平成26年7月1日現在

資料：「総務省平成26年経済センサス-基礎調査結果」（総務省ホームページ 平成29年11月閲覧）

1) 農業

整備実施区域及びその周囲の農家数及び経営耕地面積は、表 2.2.1-4 に示すとおりである。農家数は、専業農家より兼業農家の方が多い。経営耕地面積は、芝山町を除き、田の占める面積が最も大きくなっている。

表 2.2.1-4 農業経営体数及び経営耕地面積（平成 27 年）

県 市町名		農家数(戸)					経営耕地面積(ha)			
		総数	専業	兼業			総面積	田	畑	樹園地
				計	第 1 種	第 2 種				
茨城県	稲敷市	1,989	457	1,532	327	1,205	6,113	5,773	322	18
	河内町	678	162	516	136	380	2,151	2,102	46	4
千葉県	成田市	1,651	430	1,221	390	831	4,573	3,034	1,505	34
	山武市	1,801	669	1,132	383	749	3,720	2,297	1,394	29
	多古町	1,003	284	719	174	545	2,137	1,196	935	6
	芝山町	488	155	333	118	215	943	451	483	10
	横芝光町	954	261	693	220	473	2,443	1,907	518	18

※ 平成27年2月1日現在

資料：「2015年農林業センサス結果の概要（確定値）」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「2015年農林業センサス＜確報＞」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

2) 林業

整備実施区域及びその周囲の、林業経営体数、保有山林面積及び素材生産量は、表 2.2.1-5 に示すとおりである。

表 2.2.1-5 林業経営体数、保有山林面積及び素材生産量（平成 27 年）

県 市町名		林業経営体数 (経営体)	保有山林面積 (ha)	素材生産量 (m ³)
茨城県	稲敷市	6	—	—
	河内町	0	—	—
千葉県	成田市	15	75	X
	山武市	56	383	325
	多古町	24	174	0
	芝山町	14	65	X
	横芝光町	11	63	0

※ 平成27年2月1日現在 茨城県は保有山林面積及び素材生産量は非公表

Xはデータ非公表

資料：「2015年農林業センサス結果の概要（確定値）」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「2015年農林業センサス＜確報＞」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

3) 商業

整備実施区域及びその周囲の商業の状況は、表 2.2.1-6 に示すとおりである。整備実施区域及びその周囲では、成田市が事業所数、従業者数、年間販売額とも最も多くなっている。

表 2.2.1-6 商業の状況（平成 26 年）

県 市町名		事業所数	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
茨城県	稲敷市	422	2,653	55,744
	河内町	72	287	7,985
千葉県	成田市	1,044	9,519	296,365
	山武市	344	2,584	57,451
	多古町	182	992	20,079
	芝山町	65	676	14,547
	横芝光町	207	1,320	29,528

※ 平成26年7月1日現在

資料：「平成26年商業統計確報」（経済産業省ホームページ 平成29年11月閲覧）

4) 鋳工業

整備実施区域及びその周囲の鋳工業の状況は、表 2.2.1-7 に示すとおりである。稲敷市、成田市、山武市において、事業所数、従業者数、製造品出荷額等が比較的多くなっている。

表 2.2.1-7 鋳工業の状況（平成 26 年）

県 市町名		事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
茨城県	稲敷市	140	4,482	15,753,998
	河内町	44	925	1,441,380
千葉県	成田市	120	5,747	20,475,868
	山武市	100	2,999	10,747,033
	多古町	33	1,369	5,002,607
	芝山町	29	1,592	4,824,133
	横芝光町	51	1,224	4,504,283

※ 平成26年12月31日現在 従業者4人以上の事業所

資料：「茨城の工業（平成26年工業統計調査結果報告書）」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「平成26年工業統計調査結果確報」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

整備実施区域及びその周囲には、表 2.2.1-8 に示すとおり、臨空工業団地を含め 18 ヲ所の工業団地があり、成田空港周辺の立地の優位性を活用した先端技術産業が集積している。また、空港内の貨物施設に限りがあることや空港外においても貨物の通関が認められるようになったことを受けて、フォワーダーといわれる貨物取扱事業者の貨物施設が成田空港周辺に建設されている。

表 2.2.1-8 工業団地の状況

団地名		所在地	事業主体	全体面積 (ha)	分譲面積 (ha)	分譲時期	分譲・操業 企業数 (社)
臨空工業団地	空港南部	芝山町	千葉県企業庁	37	24	完了	18
	芝山第2	〃	〃	36.2	28.2	〃	11
	大栄	成田市	千葉県まちづくり公社	30.3	22.6	〃	13
	多古	多古町	千葉県企業庁	48.3	34.7	〃	11
	ひかり	横芝光町	〃	27.3	20.4	〃	6
	横芝	〃	〃	26	19.6	〃	7
	佐倉第3	佐倉市	千葉県土地開発公社	114.4	87.7	〃	55
	成田新産業パーク	成田市	千葉県まちづくり公社	20.1	14.8	〃	5
	計（計画地を含む）			339.6	252	-	126
臨空以外の工業団地	豊住	成田市	千葉県企業庁	31.6	24.8	完了	9
	野毛平	〃	〃	74.3	58.8	〃	22
	富里	富里市	千葉県まちづくり公社	26.1	19.3	〃	8
	芝山（向野地区）	芝山町	千葉県企業庁	33.2	28.2	〃	9
	芝山（木崎地区）	〃	千葉県まちづくり公社	10	8	〃	5
	神崎	神崎町	千葉県企業庁	24.4	20.4	〃	6
	佐倉第1	佐倉市	千葉県土地開発公社	51.9	48.3	〃	90
	佐倉第2	〃	〃	41.6	34.4	〃	
	熊野堂	〃	佐倉市振興協会	3.3	2.5	〃	
	松尾台	山武市	千葉県企業庁	34.9	26	〃	14
	計（計画地を含む）			331.3	270.7	-	163
合 計			670.9	522.7	-	289	

※1 平成29年8月調査

※2 計画区域外の市町は含まないため合計は一致しない。

資料：「成田空港～その役割と現状～2017年度」（平成29年11月 NAA）

2.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

1) 土地利用の現況

整備実施区域及びその周囲の地目別面積は表 2.2.2-1 に示すとおりである。また、整備実施区域及びその周囲の土地利用の現況は、図 2.2.2-1 に示すとおりである。

整備実施区域及びその周囲の市町では、田や畑、山林が占める面積が比較的大きい。

表 2.2.2-1 地目別面積

県	市町名		計	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
茨城県	稲敷市	面積 (千 m^2)	205,810	80,701	15,692	15,071	-	17,585	-	2,215	12,216	62,330
		割合 (%)	100.0	39.2	7.6	7.3	-	8.5	-	1.1	5.9	30.3
	河内町	面積 (千 m^2)	44,300	26,499	2,190	3,498	-	-	-	418	1,417	10,278
		割合 (%)	100.0	59.8	4.9	7.9	-	-	-	0.9	3.2	23.2
千葉県	成田市	面積 (千 m^2)	213,840	43,977	34,413	25,623	527	40,241	500	5,242	45,817	17,498
		割合 (%)	100.0	20.6	16.1	12.0	0.2	18.8	0.2	2.5	21.4	8.2
	山武市	面積 (千 m^2)	146,770	32,050	29,173	15,315	218	27,891	-	702	9,278	32,142
		割合 (%)	100.0	21.8	19.9	10.4	0.1	19.0	-	0.5	6.3	21.9
	多古町	面積 (千 m^2)	72,800	17,901	16,517	5,883	42	18,569	-	655	6,156	7,077
		割合 (%)	100.0	24.6	22.7	8.1	0.1	25.5	-	0.9	8.5	9.7
	芝山町	面積 (千 m^2)	43,240	7,203	8,519	3,795	53	7,708	48	609	6,626	8,679
		割合 (%)	100.0	16.7	19.7	8.8	0.1	17.8	0.1	1.4	15.3	20.1
	横芝光町	面積 (千 m^2)	66,910	23,580	11,057	8,171	90	6,778	-	757	2,688	13,789
		割合 (%)	100.0	35.2	16.5	12.2	0.1	10.1	-	1.1	4.0	20.6

※1 表中の割合は、四捨五入により総数と一致しないものがある。

※2 茨城県は平成26年1月1日現在、千葉県は平成28年1月1日現在のデータである。

資料：「平成27年茨城県統計年鑑」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「千葉県統計年鑑（平成28年）」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）



凡 例

- 市町界
- 成田国際空港
- 整備実施区域

- 田
- その他の農用地
- 森 林
- 荒 地
- 高層建物
- 工 場
- 低層建物
- 低層建物（密集地）
- 道路・鉄道
- 公共施設等用地
- 空 地
- 公園・緑地

図2.2.2-1 土地利用現況図

- 河川地及び湖沼
 - 海 浜
 - ゴルフ場
- 注) 香取市については、データが欠損していた
- 1:75,000
- 0 1 2km

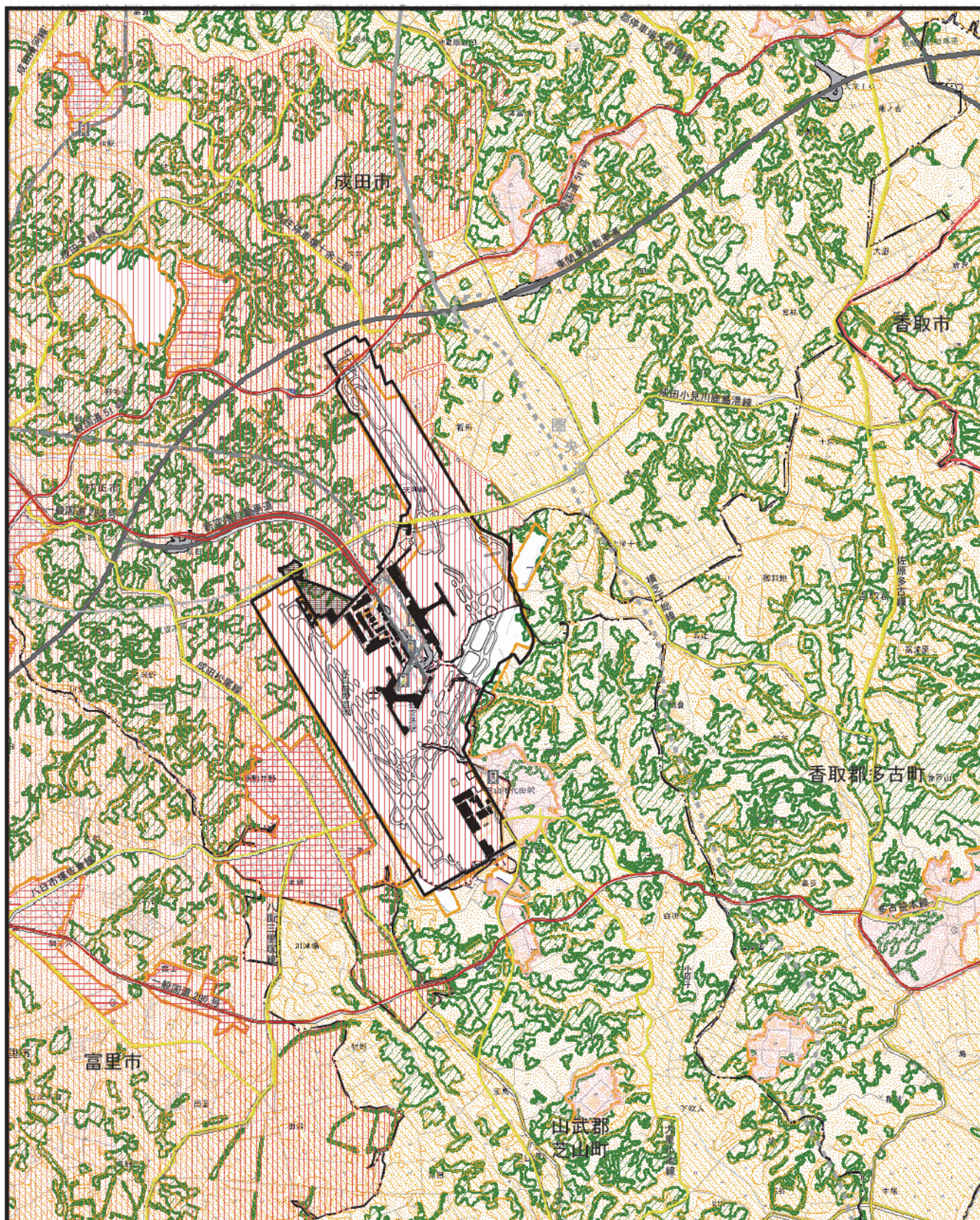
資料：「国土数値情報（土地利用細分メッシュ（平成21年）」（国土交通省）

2) 土地利用規制の現況

整備実施区域及びその周囲における土地利用規制の現況は、図 2.2.2-2 に示すとおりであり、成田空港西側の三里塚周辺は市街化区域に指定されている。また、成田空港周辺は森林地域や農業地域、農用地区域に指定されている。

3) 用途地域

整備実施区域及びその周囲における都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 2.2.2-3 に示すとおりである。



凡 例

市町界

成田国際空港

整備実施区域

都市地域

市街化区域

市街化調整区域

その他の用途地域

農業地域

農用地区域

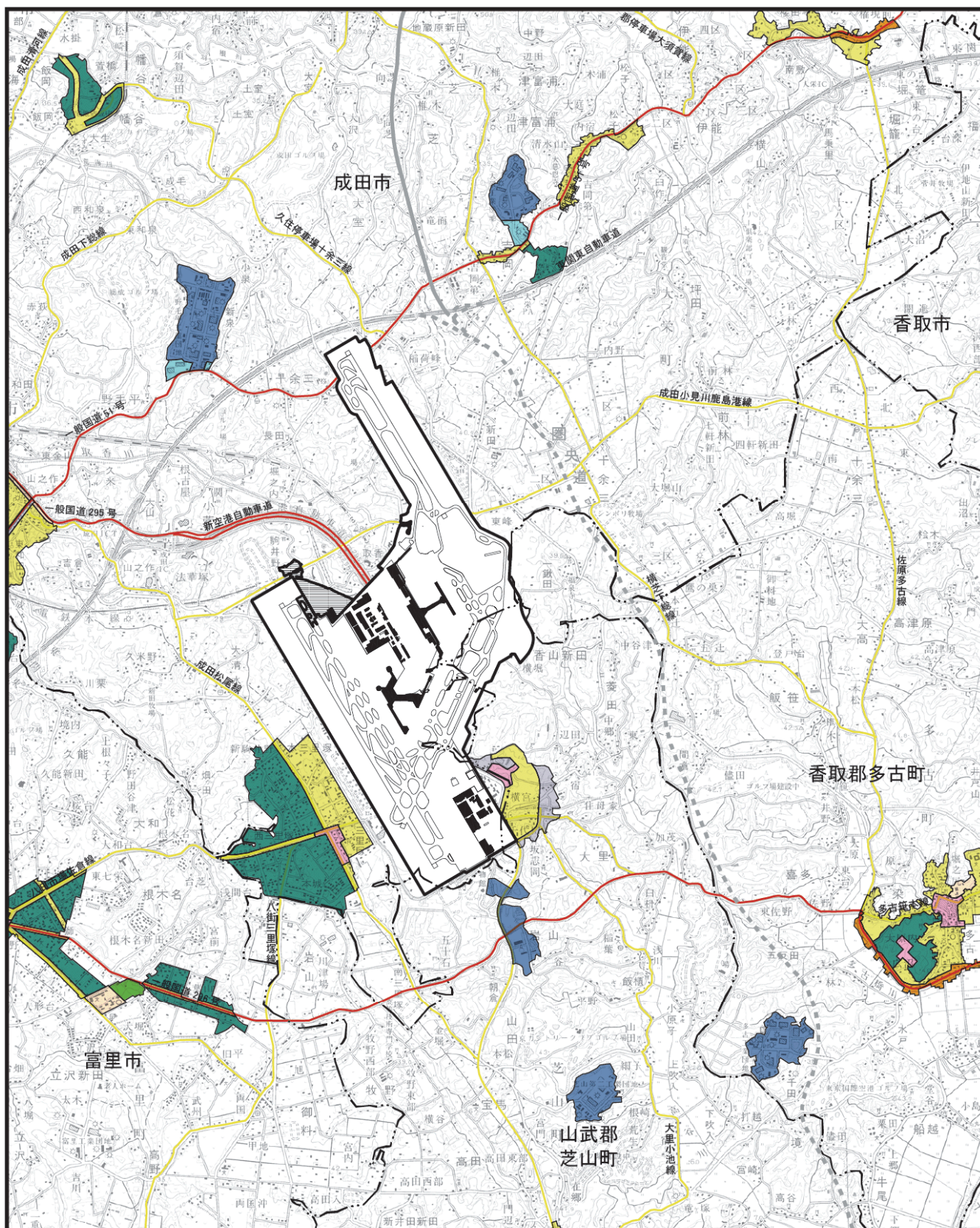
森林地域

地域森林計画対象民有林

図2.2.2-2 土地利用規制等現況図



資料：「国土交通省 土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）」を元に作成



凡 例

- 市町界
- 成田国際空港
- 整備実施区域

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

資料：「成田市都市計画図」（平成27年6月 成田市）
 「富里市都市計画図」（平成24年3月 富里市）
 「芝山都市計画図」（平成23年11月 芝山町）
 「多古都市計画総括図」（平成24年3月 多古町）

※上記資料を元に作成

図2.2.2-3 用途地域図



2.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用

整備実施区域及びその周囲の主な河川の概要は表 2.1.2-1（参考資料 2-62 ページ）に、位置は図 2.1.2-1（参考資料 2-63 ページ）に示したとおりである。湖沼としては、利根川の右岸側に印旛沼（湖面積 11.55km²）があるが、整備実施区域及びその周囲とは流域が異なる。

河川の利用状況としては、表 2.2.3-1 に示すとおり、水道水として、利根川の水を利用している。

また、整備実施区域及びその周囲における千葉県内の河川には内水面漁業協同組合が存在しており、その漁場位置は図 2.2.3-1 に、漁業権者と漁業権魚種は表 2.2.3-2 に示すとおりである。その他、栗山川では栗山川サケ放流事業推進連絡協議会（千葉県、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、栗山川漁業協同組合）によりサケの放流事業が行われている。

表 2.2.3-1 水道用水供給事業団体

事業主体名	創設 認可 年月	給水対象 事業体名	河川水系名 河川名	原水の 種別	浄水 処理 方法等	取水地点
九十九里地 域水道企業 団	昭和47 年3月	八匝水道企業団、 山武郡市広域 水道企業団	利根川水系 利根川	表流水	急/活性炭	利根川水系利根川 (光取水場)横芝光町宝米字宮之下 1751 (東金取水場)東金市松之郷3695-3 (長柄取水場Ⅰ)市原市古都辺591-3 (長柄取水場Ⅱ)市原市古都辺603
印旛郡市 広域市町村 圏事務組合	昭和56 年3月	成田市	利根川水系 利根川	表流水	—	利根川水系利根川 (木下取水場)印西市木下中割1960

※ 横芝光町：八匝水道企業団

山武市、横芝光町：山武郡市広域水道企業団

資料：「平成27年度 千葉県の水道」（平成29年3月 千葉県総合企画部水政課）

表 2.2.3-2 整備実施区域及びその周囲の内水面漁業協同組合及び漁業権魚種

漁業権者 (漁業協同組合)	漁業権魚種
栗山川	こい・ふな・うなぎ
手賀沼	こい・ふな・うなぎ・わかさぎ
印旛沼	こい・ふな・うなぎ・わかさぎ・もつご
与田浦	こい・ふな・うなぎ
利根川	こい・ふな・うなぎ

資料：「千葉県における漁業権の概要」（平成25年9月 千葉県農林水産部水産局）

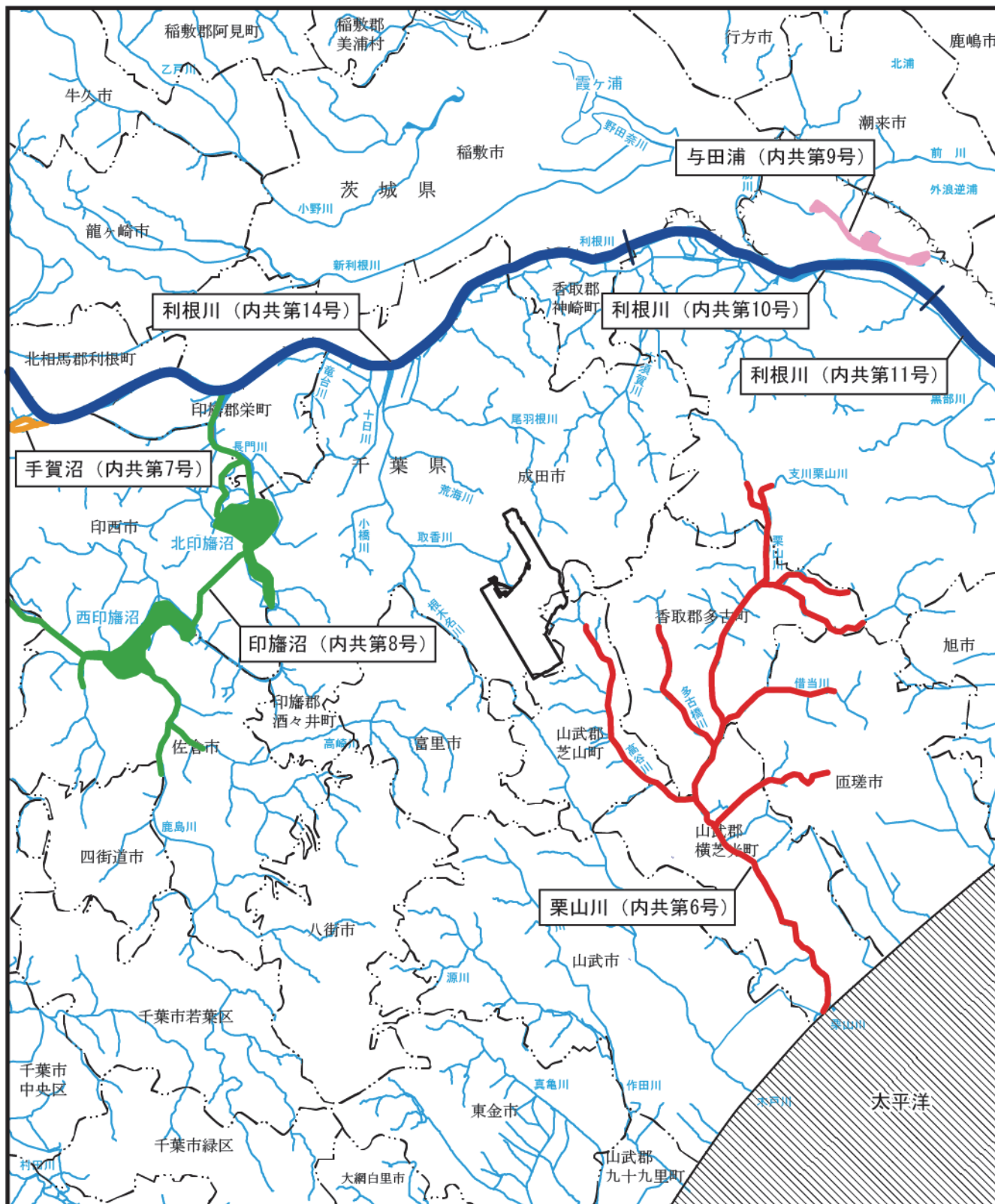


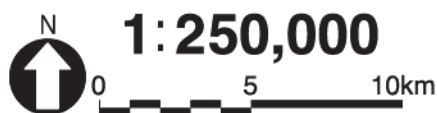
図2.2.3-1 漁場位置図

凡 例

- | | | | |
|---------|--------|-----|----------------------|
| —+—+—+— | 県 界 | —●— | 河 川 等 |
| —+—+— | 市区町村界 | —●— | 千葉県内の内水面漁業共同組合 |
| □ | 成田国際空港 | —●— | 栗山川 (内共第6号) |
| ▨ | 整備実施区域 | —●— | 手賀沼 (内共第7号) |
| | | —●— | 印旛沼 (内共第8号) |
| | | —●— | 与田浦 (内共第9号) |
| | | —●— | 利根川 (内共第10, 11, 14号) |

資料：「茨城県内の霞ヶ浦流域一覧」（茨城県ホームページ 平成28年11月閲覧）
 「湖沼水質保全特別措置法に基づく規制基準のてびき」
 （平成25年3月 千葉県環境生活部水質保全課）

※千葉県内の内水面漁業協同組合の
 漁場位置図のみを示している。



(2) 地下水の利用

整備実施区域及びその周囲における地下水等の利用状況は、表 2.2.3-3 に示すとおりである。

表 2.2.3-3 市町別・用途別地下水揚水量（平成 26 年）

市町名	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	井戸稼動本数
	(m ³ /日)						(本)
成田市※ ¹	1,246	1,964	21,046	191	1,354	25,801	167
山武市※ ²	126	0	1,680	472	0	2,278	18
芝山町	694	272	799	83	87	1,935	44

※1 成田市の旧大栄町の区域を除く。

※2 山武市の旧山武町の区域に限る。

資料：「平成26年 地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

整備実施区域及びその周囲の、上水道事業の計画 1 日最大取水量は、表 2.2.3-4 に示すとおりである。整備実施区域及びその周囲の市町では、上水道の水源として主に地下水を利用している。

表 2.2.3-4 上水道事業の計画 1 日最大取水量

事業主体名	計画1日最大取水量									地下水	
	地表水				地下水			浄水 受水	計	井戸本数	
	ダム 直接	ダム 放流	湖沼 水	表流水 (自流)	伏流 水	浅井戸 水	深井戸 水			浅井戸	深井戸
	(m ³ /日)									(本)	
稲敷市	—	—	—	—	—	—	3,828	10,400	14,228	—	4
河内町	—	—	—	—	—	—	330	4,000	4,330	—	1
成田市	—	—	—	—	—	—	22,500	21,510	44,010	—	15
山武市	—	—	—	—	—	—	5,460	—	5,460	—	4
多古町	—	—	—	—	—	—	11,600	—	11,600	—	20
山武郡市 広域水道 企業団	—	—	—	10,400	—	280	660	77,500	88,840	—	—

※1 芝山町では、上水道、簡易水道とも事業として行っていない。

※2 供給対象地区は、東金市、山武市（旧山武町を除く）、大網白里市、九十九里町、横芝光町（旧横芝町）

資料：「平成27年度 水道統計」（平成29年3月 公益社団法人日本水道協会）

千葉県水道局は、北総地区工業用水道事業として、空港南部工業団地及び横芝工業団地に進出する企業に対し、地下水を水源として工業用水を供給している。主な施設の概要は表 2.2.3-5 に示すとおりである。

表 2.2.3-5 北総地区の工業用水施設

<給水能力1,600m ³ /日>		
施設名	主な設備	
空港南部給水場	取水用井戸	3箇所
	取水用ポンプ	3台
	配水池	2池
	配水ポンプ	3台
横芝給水場	取水用井戸	2箇所
	取水用ポンプ	2台
	配水池	2池
	配水ポンプ	3台

※ 平成29年8月1日現在

資料：「北総地区工業用水道事業」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

2.2.4 交通の状況

(1) 交通

1) 道路

整備実施区域及びその周囲の主要な道路は東関東自動車道と新空港自動車道及び国道 51 号、国道 295 号、国道 296 号、県道成田松尾線、県道成田小見川鹿島港線、県道横芝下総線等である。

また、整備実施区域及びその周囲では圏央道（大栄～横芝間）が整備中である。

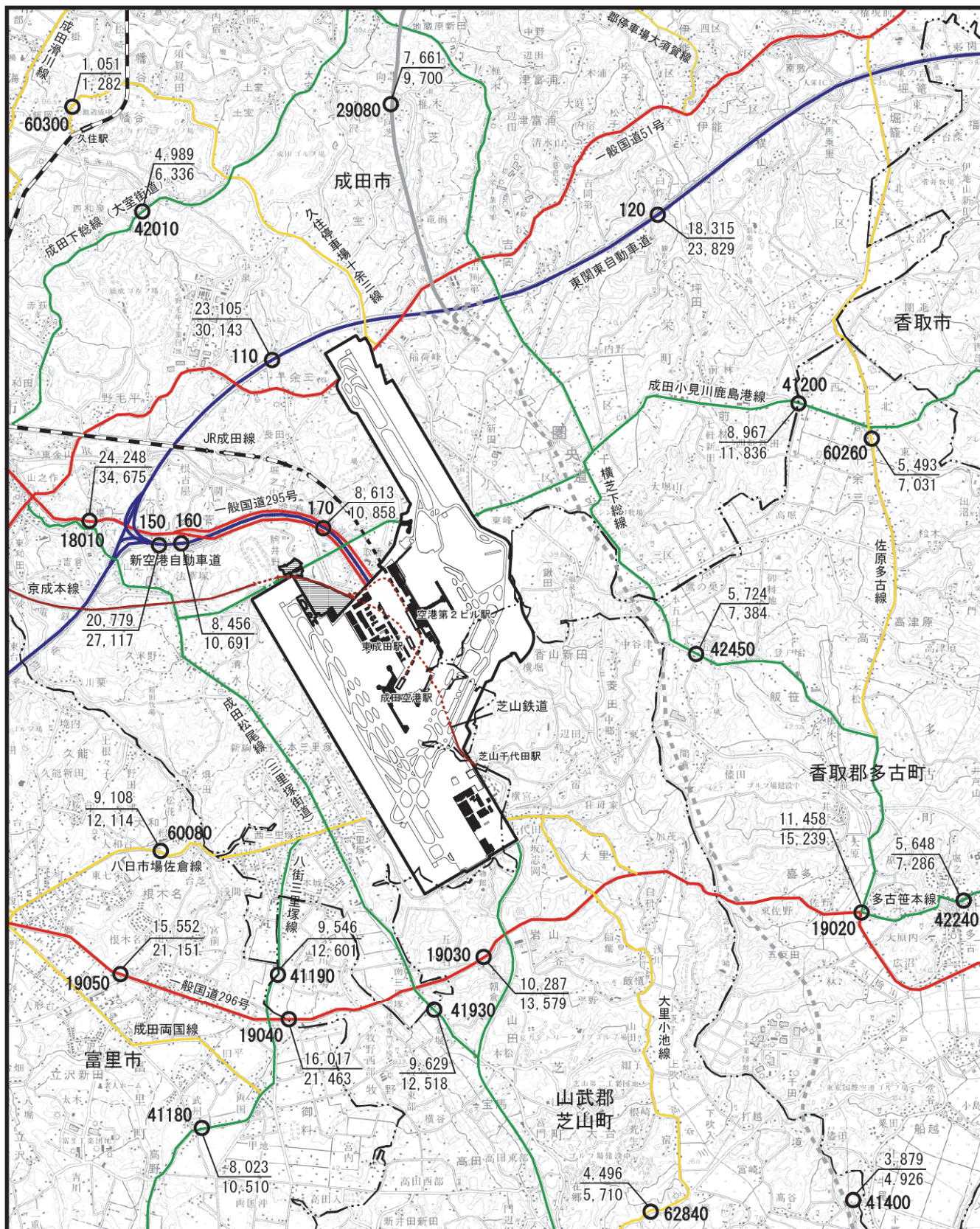
整備実施区域及びその周囲の 2015 年度（平成 27 年度）道路交通センサスによる交通量は表 2.2.4-1 に、交通網及び交通量調査地点は図 2.2.4-1 に示すとおりである。

表 2.2.4-1 自動車交通量調査結果 (平成 27 年度)

区 間 番 号	路 線 名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類交通量			24 時間 自動車類交通量		
			上下合計			上下合計		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
千葉県	110 東関東自動車道	新空港自動車道成田 JCT～一般国道 468 号	16,389	6,716	23,105	20,874	9,269	30,143
	120 東関東自動車道	一般国道 468 号～一般国道 51 号大栄 IC	12,992	5,323	18,315	16,395	7,434	23,829
	150 新空港自動車道	東関東自動車道成田 JCT～一般国道 295 号成田 IC	14,974	5,805	20,779	19,225	7,892	27,117
	160 新空港自動車道	一般国道 295 号成田 IC～一般国道 295 号成田 SIC	6,337	2,119	8,456	7,995	2,696	10,691
	170 新空港自動車道	一般国道 295 号成田 SIC～新空港 IC	6,484	2,129	8,613	8,153	2,705	10,858
	18010 一般国道 295 号	千葉県成田市馬場 110-25	20,262	3,986	24,248	28,332	6,343	34,675
	19020 一般国道 296 号	千葉県香取郡多古町喜多 183	9,503	1,955	11,458	12,694	2,545	15,239
	19030 一般国道 296 号	千葉県山武郡芝山町朝倉	7,771	2,516	10,287	10,553	3,026	13,579
	19040 一般国道 296 号		11,724	4,293	16,017	16,293	5,170	21,463
	19050 一般国道 296 号	千葉県富里市御料 1032-85	12,675	2,877	15,552	17,294	3,857	21,151
	29080 一般国道 468 号(圏央道)	成田下総線～東関東自動車道	5,350	2,311	7,661	6,767	2,933	9,700
	41180 八街三里塚線	千葉県富里市武洲 280-16	6,780	1,243	8,023	8,896	1,614	10,510
	41190 八街三里塚線		8,563	983	9,546	11,151	1,450	12,601
	41200 成田小見川鹿島港線	千葉県成田市前林 1138-4	7,629	1,338	8,967	10,062	1,774	11,836
	41400 八日市場八街線		3,592	287	3,879	4,493	433	4,926
	41930 成田松尾線	千葉県山武郡芝山町高田 296-3	8,092	1,537	9,629	10,556	1,962	12,518
千葉県	42010 成田下総線	千葉県成田市東和泉 65	4,889	100	4,989	6,035	301	6,336
	42240 多古笹本線	千葉県香取郡多古町多古 447-5	5,382	266	5,648	6,779	507	7,286
	42450 横芝下総線	千葉県香取郡多古町飯笹 1089-2	4,850	874	5,724	6,268	1,116	7,384
	60080 八日市場佐倉線	千葉県富里市根本名 1005-3	8,123	985	9,108	10,654	1,460	12,114
	60260 佐原多古線	千葉県香取郡多古町十余三 319	4,357	1,136	5,493	5,677	1,354	7,031
	60300 久住停車場十余三線	千葉県成田市飯岡 30 - 7	1,028	23	1,051	1,228	54	1,282
	62840 大里小池線	千葉県山武郡芝山町小池 1557	3,645	851	4,496	4,679	1,031	5,710

※ 斜字：平成 27 年度では非観測のため、推定値

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(国土交通省ホームページ 平成 29 年 11 月閲覧)



凡 例

市町界

成田国際空港

整備実施区域

高速自動車国道

一般国道

県道（主要地方道）

県道（一般県道）

図2.2.4-1 交通網及び交通量調査地点

交通量調査地点

区間番号 昼間12時間(台/日)

24時間(台/日)



1:75,000

0 1 2km

資料：「平成27年度道路交通センサ交通量図」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省ホームページ 平成29年11月閲覧）

2) 鉄道

成田空港にアクセスする鉄道路線は、J R 成田線、京成電鉄、芝山鉄道がある。整備実施区域及びその周囲にある駅の 2015 年度（平成 27 年度）の 1 日平均運輸状況は、表 2.2.4-2 に示すとおりである。

表 2.2.4-2 1 日平均運輸状況（平成 27 年度）

路線	駅名	乗車人員(人)		
		計	普通	定期
JR 成田線	久住	—	—	—
	成田	15,151	5,823	9,327
	空港第2ビル	4,732	3,673	1,059
	成田空港	6,739	5,258	1,480
京成電鉄	京成成田	17,617	7,824	9,793
	空港第2ビル	11,833	9,883	1,950
	成田空港	10,898	7,719	3,179
	東成田	793	326	467
芝山鉄道	芝山千代田	753	270	483
	東成田	357	140	217

※ 「久住」は無人駅であるため、乗車人員は公表されていない。

資料：「千葉県統計年鑑（平成28年）」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

2.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置

整備実施区域及びその周囲の、環境の保全についての配慮が必要な施設は、表 2.2.5-1～表 2.2.5-5 及び図 2.2.5-1～図 2.2.5-5 に示すとおりである。

学校等として、幼稚園が 26、小学校が 64、中学校が 26、高等学校が 11、保育所（認定こども園^{注)}含む）が 53 ある。

福祉施設として、老人福祉施設が 75、障害者福祉施設が 49、児童福祉施設（保育所を除く）が 28 ある。

また、病院・診療所が 17（診療所は病床数が 1 床以上の施設を対象とした）、図書館等が 29 ある。

^{注)} 認定こども園とは、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ施設のことである。

表 2.2.5-1(1) 公共施設等一覧（学校等）

種別	県	市町	区分	番号	施設名
幼稚園 (26 施設)	茨城県	稲敷市	公立	1	認定こども園えどさき
				2	桜川こども園
				3	新利根幼稚園
				4	みのり幼稚園
				5	ゆたか幼稚園
		河内町	私立	6	江戸崎みどり幼稚園
			公立	7	かわち認定こども園
	千葉県	成田市	公立	8	大栄幼稚園
			私立	9	くすのき幼稚園
				10	公津の杜幼稚園
				11	三里塚幼稚園
				12	聖徳大学附属成田幼稚園
				13	玉造幼稚園
				14	成田幼稚園
				15	はくと幼稚園
				16	はしが台幼稚園
				17	はぼたん幼稚園
		山武市	公立	18	なるとうこども園
				19	なんごうこども園
				20	しらはたこども園
				21	むつみのおか幼稚園
				22	日向幼稚園
		多古町	公立	23	多古こども園
		芝山町	私立	24	みつば幼稚園
		横芝光町	私立	25	光町中央幼稚園
				26	横芝まさご幼稚園
小学校 (64 施設)	茨城県	稲敷市	公立	27	江戸崎小学校
				28	沼里小学校
				29	高田小学校
				30	新利根小学校
				31	阿波小学校
				32	浮島小学校
				33	古渡小学校
				34	あずま東小学校
				35	あずま西小学校
				36	あずま北小学校
		河内町	公立	37	生板小学校
				38	みずほ小学校
				39	金江津小学校
	千葉県	成田市	公立	40	成田小学校
				41	遠山小学校
				42	三里塚小学校
				43	久住小学校
				44	豊住小学校
				45	八生小学校
				46	公津小学校

表 2.2.5-1(2) 公共施設等一覧（学校等）

種別	県	市町	区分	番号	施設名
小学校 (続き)	千葉県	成田市	公立	47	向台小学校
				48	加良部小学校
				49	橋賀台小学校
				50	新山小学校
				51	吾妻小学校
				52	玉造小学校
				53	中台小学校
				54	神宮寺小学校
				55	平成小学校
				56	本城小学校
				57	大須賀小学校
				58	桜田小学校
				59	前林小学校
				60	津富浦小学校
				61	川上小学校
				62	公津の杜小学校
				63	美郷台小学校
				64	下総みどり学園
		多古町	私立	65	成田高等学校附属小学校
			私立	66	常磐小学校
			公立	67	多古第一小学校
				68	中村小学校
				69	久賀小学校
		山武市	公立	70	成東小学校
				71	大富小学校
				72	南郷小学校
				73	緑海小学校
				74	鳴浜小学校
				75	豊岡小学校
				76	大平小学校
				77	松尾小学校
				78	日向小学校
				79	睦岡小学校
				80	山武北小学校
				81	山武西小学校
				82	蓮沼小学校
		芝山町	公立	83	芝山小学校
		横芝光町	公立	84	横芝小学校
				85	上堺小学校
				86	大総小学校
				87	南条小学校
				88	東陽小学校
				89	白浜小学校
				90	日吉小学校

表 2.2.5-1(3) 公共施設等一覧（学校等）

種別	県	市町	区分	番号	施設名
中学校 (26 施設)	茨城県	稲敷市	公立	91	江戸崎中学校
				92	新利根中学校
				93	桜川中学校
				94	東中学校
	千葉県	河内町	公立	95	かわち学園中学校
		成田市	公立	96	成田中学校
				97	遠山中学校
				98	久住中学校
				99	西中学校
				100	中台中学校
				101	吾妻中学校
				102	玉造中学校
				103	下総みどり学園
				104	大栄中学校
				105	公津の杜中学校
		山武市	私立	106	成田高等学校附属中学校
			公立	107	成東中学校
				108	成東東中学校
				109	松尾中学校
				110	山武中学校
				111	山武南中学校
				112	蓮沼中学校
		多古町	公立	113	多古中学校
		芝山町	公立	114	芝山中学校
		横芝光町	公立	115	横芝中学校
				116	光中学校
高等学校 (11 施設)	茨城県	稲敷市	公立	117	江戸崎総合高等学校
	千葉県	成田市	公立	118	成田西陵高等学校
				119	成田国際高等学校
				120	成田北高等学校
				121	下総高等学校
			私立	122	成田高等学校
		山武市	公立	123	松尾高等学校
				124	成東高等学校
		多古町	公立	125	多古高等学校
			私立	126	わせがく高等学校
		横芝光町	私立	127	横芝敬愛高等学校

※1 下総小学校と下総中学校は、平成29年4月に統合され「下総みどり学園」となった。

※2 認定こども園は保育所の名簿と重複している場合がある。

資料：「県内市町村等教育委員会・学校データ（平成29年5月1日現在）」（茨城県教育委員会ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「県内の私立学校情報（平成29年5月1日現在）」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「平成28年版教育便覧（平成28年5月1日現在）」（千葉県教育委員会ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「私立幼稚園名簿（平成29年4月1日現在）」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「平成28年度末・平成29年度当初の学校の異動状況（平成29年4月1日現在）」（茨城県教育委員会ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「1公立学校（幼稚園を含む）の変更状況（平成29年4月1日現在）」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

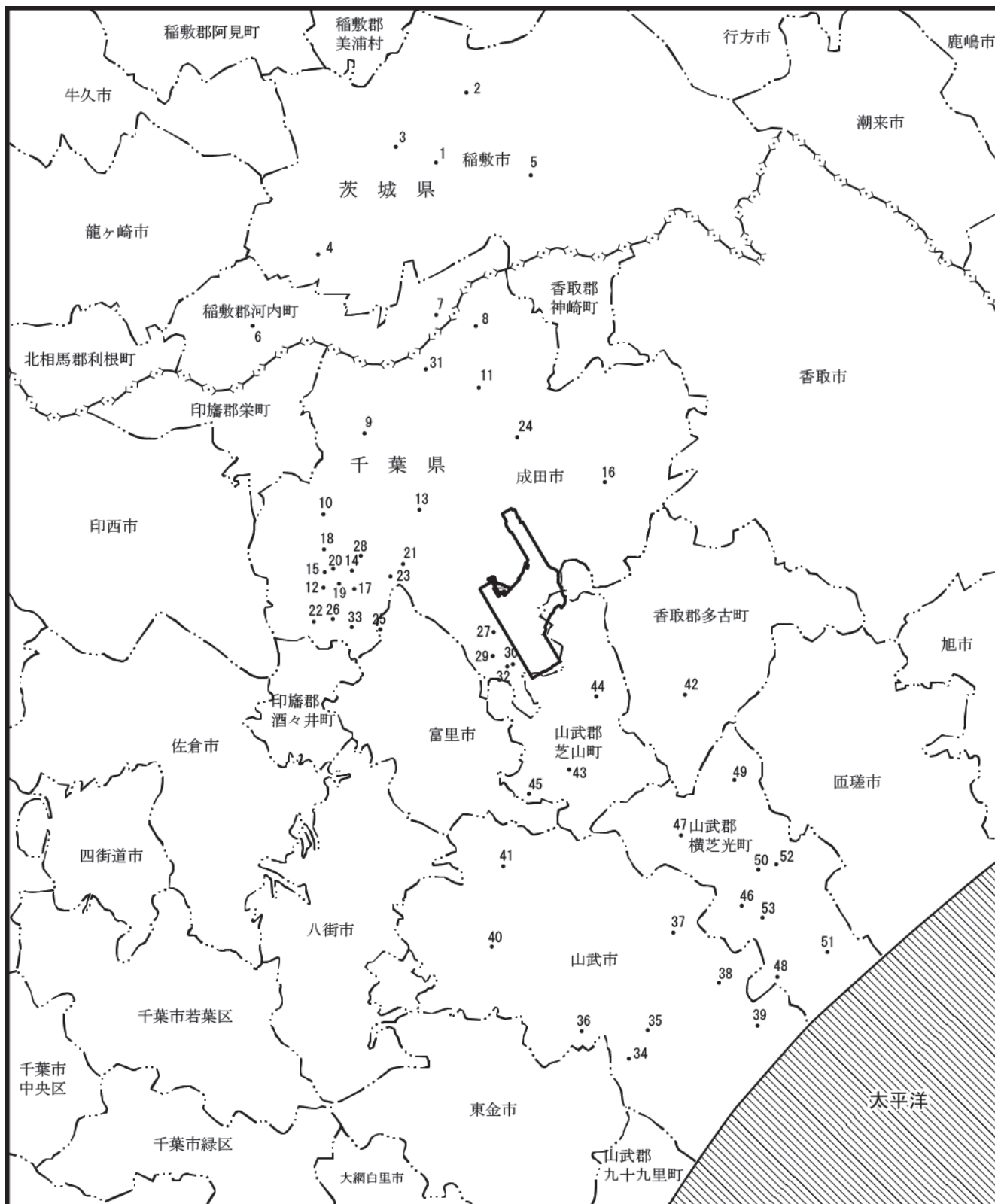


表 2.2.5-2 公共施設等一覧（保育所）

種別	県	市町	区分	番号	施設名
保育所 (53 施設)	茨城県	稲敷市	公営	1	認定こども園えどさき
				2	桜川こども園
			私営	3	江戸崎保育園
				4	新利根つばさ保育園
				5	幸田保育園
		河内町	公営	6	かわち認定こども園
				7	かなえつ認定こども園
	千葉県	成田市	公営	8	高岡保育園
				9	長沼保育園
				10	松崎保育園
				11	小御門保育園
				12	橋賀台保育園
				13	赤荻保育園
				14	中台保育園
				15	吾妻保育園
				16	大栄保育園
				17	新山保育園
				18	玉造保育園 ^{注1)}
				19	赤坂保育園 ^{注2)}
				20	中台第二保育園
			私営	21	成田保育園
				22	宗吾保育園
				23	つのぶえ保育園
				24	大室保育園
				25	ハレルヤこども園
				26	成田国際こども園
				27	あい・あい保育園本三里塚園
				28	キートスチャイルドケア美郷台
				29	三里塚みらい保育園
				30	三里塚第一保育園
				31	月かげ保育園
				32	三里塚第二保育園
				33	公津の杜保育園
		山武市	公営	34	しらはたこども園
				35	なんごうこども園
				36	なるとうこども園
				37	まつお認定こども園
				38	おおひら認定こども園
			私営	39	運沼保育園
				40	日向保育園
				41	若杉保育園
		多古町	公営	42	多古こども園
		芝山町	公営	43	芝山町第一保育所
				44	芝山町第二保育所
				45	芝山町第三保育所
		横芝光町	公営	46	横芝光町立横芝保育所
				47	横芝光町立大総保育所
				48	横芝光町立上堺保育所
			私営	49	日吉保育園
				50	光町中央保育園
				51	白浜保育園
				52	光町保育園
				53	フタバ保育園

※ 認定こども園は幼稚園の名簿と重複している場合がある。

資料：「保健医療福祉施設等一覧（平成29年4月1日現在）」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「千葉県 社会福祉施設等一覧（平成29年10月現在）」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「保育園一覧（平成29年9月1日現在）」（成田市ホームページ 平成29年11月閲覧）



凡 例

- >—>— 県 界
- 市区町村界
- 成田国際空港
- 整備実施区域

● 保育所位置

図2.2.5-2 公共施設等一覧（保育所）

資料：「保健医療福祉施設等一覧（平成29年4月1日現在）」
 （茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「千葉県 社会福祉施設等一覧（平成29年10月現在）」
 （千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「保育園一覧」（成田市ホームページ 平成29年11月閲覧）



表 2.2.5-3(1) 公共施設等一覧（福祉施設）

種別	区分	県	市町	番号	施設名		
老人福祉施設 (75 施設)	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	茨城県	稲敷市	1	松風園		
				2	水郷荘		
				3	宝永館		
				4	すだちの里		
			河内町	5	あじさい苑		
				6	千の風・河内		
	老人デイサービスセンター		稲敷市	(4)	デイサービスセンター すだちの里		
				(3)	デイサービスセンター 宝永館		
				(2)	指定通所介護事業所 水郷荘		
				7	社会福祉法人稲敷市社会福祉協議会 地域密着型通所介護事業所		
				8	あゆみ デイサービス 佐倉		
				9	デイサービス江戸崎桑林		
				10	デイサービスセンター エビハラ		
				11	遊東里		
				12	指定通所介護事業所さくらがわ		
				13	福祉サービスみどりあずま		
				14	通所介護事業所こころの家		
				15	福祉サービスみどり しんとね		
				16	デイサービス はあとりんく		
				17	リハビリデイサービスしろ		
				18	デイサービスうさぎ		
				認知症高齢者 グループホーム	河内町	(6)	デイサービスセンター 千の風・河内
					稲敷市	19	グループホームひだまり
						(9)	グループホーム江戸崎桑林
	20		グループホーム みつば				
	老人福祉施設付 設作業所		河内町	21	グループホームさくら		
			稲敷市	(1)	松風園付設作業所		
	介護老人保健施設		稲敷市	22	いなしきの郷		
				23	プエブロ稲敷		
	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム		千葉県	横芝光町	24	光楽園	
					25	山武郡市広域行政組合立坂田苑	
				成田市	26	蓬萊の杜	
					27	長寿園	
					28	成田苑	
					29	玲光苑	
					30	有楽苑	
					31	名木の里	
					32	まきの里	
					33	杜の家なりた	
				山武市	34	北総長寿苑	
					35	青松苑	
36		桔梗ヶ丘シルバーホーム					
37		海					
多古町		38		多古特別養護老人ホーム			
芝山町		39		芝山苑			
横芝光町		40		第二松丘園			
		41		三愛			

表 2.2.5-3(2) 公共施設等一覧（福祉施設）

種別	区分	県	市町	番号	施設名	
老人福祉施設 (続き)	地域密着型介護老人福祉施設	千葉県	横芝光町	42	吉祥苑	
			成田市	(26)	蓬莱の杜	
	(27)			長寿園		
	横芝光町		(40)	第二松丘園		
	介護老人保健施設		成田市	43	セントアンナナーシングホーム	
				44	エスポワール成田	
				45	百寿園	
				46	透光苑	
			山武市	47	日向の里	
				48	松尾リハビリ苑	
				49	ハートビレッジ	
			芝山町	50	二川苑	
	介護療養型医療施設		多古町	51	国保多古中央病院	
	軽費老人ホーム (ケアハウス)		成田市	52	サンエンゼルコート	
			芝山町	(39)	芝山苑	
			多古町	53	多古ケアハウス	
	有料老人ホーム		成田市	54	さわやかリビング玉造	
				55	クローバーホーム成田	
				56	ニチイケアセンター成田	
				57	モルセラ成田	
				58	ウェルライフヴィラ成田	
				59	シニア町内会 NARITA 公津の杜	
				60	さわやか成田館	
				61	SONPO ケア ラヴィーレ成田	
				62	ウィズワン成田	
				63	カレッサ成田北須賀	
				64	ケアビレッジさんりづか	
				65	ケアビレッジごうぶ	
				66	ういず・ユーホープリビング成田	
				山武市	67	エクセルシオール山武
					68	グッドヴィレッジ蓮沼
					69	大きな木
					70	スリジエ山武
					71	サ高住くつろぎ
				横芝光町	72	蒼空
					73	グッドヴィレッジ横芝光
					74	てんしょうの宿
				老人憩の家	横芝光町	75
障害者福祉施設 (49 施設)		療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援（A型，B型）		茨城県 稲敷市	76	障がい者センターハートピアいなしき
					77	悠々
					78	あゆみほととハウス
					79	おんらが村
	河内町		80	河内町障がい者支援センターひかり		
			81	あじさい福祉園 れるび		
	共同生活援助		稲敷市	82	さぽーとハウスけやき	
				83	太白荘	
		84		サポートシェアハウス いなしき		
	地域活動支援センター	河内町	(81)	あじさい福祉園共同生活援助事業所 れるび		
	稲敷市	(82)	いなしきハートフルセンター			

表 2.2.5-3(3) 公共施設等一覧 (福祉施設)

種別	区分	県	市町	番号	施設名	
障害者福祉施設 (続き)	心身障害者福祉作業所 共同生活援助 (グループホーム)	千葉県	芝山町	85	芝山町福祉作業所	
			成田市	86	居宅介護ステーションりんご	
				87	菜の花会相談支援事業所	
				88	さわやかリビング1番館	
				89	ビーアンビシャス加良部寮	
				90	L i f e	
				91	ホーム・しらゆり	
				(86)	大成会共同生活事業所	
				92	医療法人社団透光会さざんか荘	
				(87)	菜の花ホームズ	
			山武市	93	しいざき	
				94	グループホームなかよしハウス	
			多古町	95	ひかりホーム	
				(95)	白貝ホーム	
				96	ケアホーム花立	
	障害者生活ホーム 生活介護		成田市	97	生活館	
			成田市	98	ぬくもりの里 オリーブ・クローバー	
				99	生活工房	
				(86)	かしの木園	
				100	アーアンドディだいえい	
				101	しもふさ工房	
				102	園芸デイサービスなりた	
				103	ネクスト名木小	
				(33)	デイサービスセンター杜の家なりた	
				山武市	104	しいざきの家
					105	シャングリラ
			多古町	106	第2ひかり学園	
				107	ひかり学園アネックス中村	
				108	ひかり学園アネックスすまいる	
				109	ひかり学園アネックスひまわり	
				110	デイサービスセンター 多古新町ハウス	
			自立訓練 (生活訓練)	成田市	111	医療法人社団透光会ひだまり
				山武市	112	山武市山武福祉作業所
	就労移行支援		成田市	113	ビーアンビシャス	
				114	就職するなら明朗アカデミー・成田キャンパス	
			横芝光町	115	Job School. Com	
	就労継続支援 A 就労継続支援 B		成田市	(113)	ビーアンビシャス	
			成田市	(98)	ぬくもりの里 オリーブ・クローバー	
				(113)	ビーアンビシャス	
				116	成田市のぞみの園	
				(86)	かしの木園	
				(111)	医療法人社団透光会ひだまり	
				(33)	就労継続支援 B 型事業所 杜の家なりた	
				(100)	アーアンドディだいえい	
				山武市	117	山武市成東福祉作業所
			(112)		山武市山武福祉作業所	
			118		山武市松尾福祉作業所	
			119		ぶらん poco	
			120		さんさん Be	

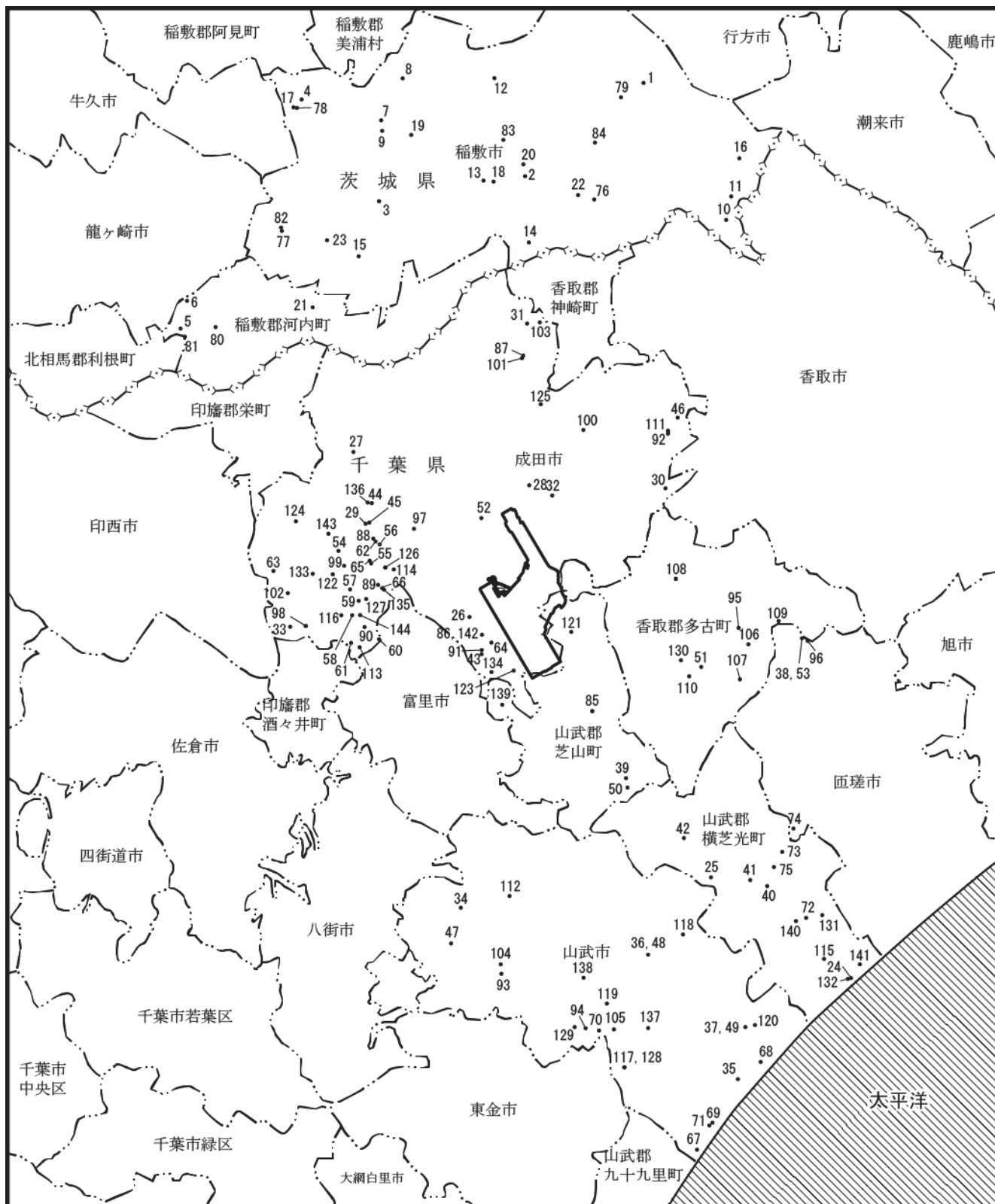
表 2.2.5-3(4) 公共施設等一覧（福祉施設）

種別	区分	県	市町	番号	施設名	
障害者福祉施設 (続き)	就労継続支援 B	千葉県	多古町	(108)	ひかり学園アネックスすまいる	
	障害者支援施設		芝山町	121	ブドウの実	
			多古町	(95)	ひかり学園	
				(106)	第2 ひかり学園	
			成田市	(87)	しもふさ学園	
			山武市	(35)	光洋苑	
福祉ホーム		成田市	(43)	マリアンホーム		
児童福祉施設 (28 施設)	障害児通所支援	茨城県	稲敷市	(78)	あゆみ児童デイケアセンター	
	児童発達支援事業所		千葉県	成田市	(98)	ぬくもりの里たんぽぽ
				122	成田市こども発達支援センター	
				123	おもちゃ箱なりた	
				124	ぬくもりの里第2 たんぽぽ	
				125	あいので第二教室	
				126	幸町ルーム	
				127	おむすびるーむ	
		山武市		128	山武市簡易マザーズホーム	
			129	こどもプラス成東教室		
		多古町	130	こどもデイサービス華		
		横芝光町	131	放課後等デイサービスきぼう		
			132	まんまる		
		放課後等デイサービス事業所		成田市	(98)	ぬくもりの里たんぽぽ
					(122)	成田市こども発達支援センター
					133	ぱすてる
	(126)				幸町ルーム	
	(123)				おもちゃ箱なりた	
	134				本城ルーム	
	(124)				ぬくもりの里第2 たんぽぽ	
	(127)				おむすびるーむ	
	135				アンダンテ成田	
	(125)				あいので第二教室	
	(33)			子どもデイサービスセンター杜の家なりた		
	136			すずらん		
	山武市			(128)	山武市簡易マザーズホーム	
				137	児童デイサービスいちご	
138				児童デイサービスすみれ		
(129)				こどもプラス成東教室		
多古町	(110)	児童デイサービスセンター多古新町ハウス				
	(108)	デイサービスセンターひかり				
	(130)	こどもデイサービス華				
芝山町	139	第2 パレット				
横芝光町	(131)	放課後等デイサービスきぼう				
	140	じゃがいもハウス				
	(132)	まんまる				
	141	ぱれっとくらぶ				
福祉型障害児入所施設		成田市	142	不二学園		
児童養護施設		成田市	143	成田学園		
助産施設		成田市	144	成田赤十字病院		

※ () は既出の施設と同じ住所に存在するものを示す。

資料：「保健医療福祉施設等一覧（平成29年4月1日現在）」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「千葉県 社会福祉施設等一覧（平成29年10月現在）」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）



凡 例

- 県 界
- 市区町村界
- 成田国際空港
- 整備実施区域
- 福祉施設位置

図2. 2. 5-3 公共施設等一覧（福祉施設）

資料：「保健医療福祉施設等一覧（平成29年4月1日現在）」
 （茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）
 「千葉県 社会福祉施設等一覧（平成29年10月現在）」
 （千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）



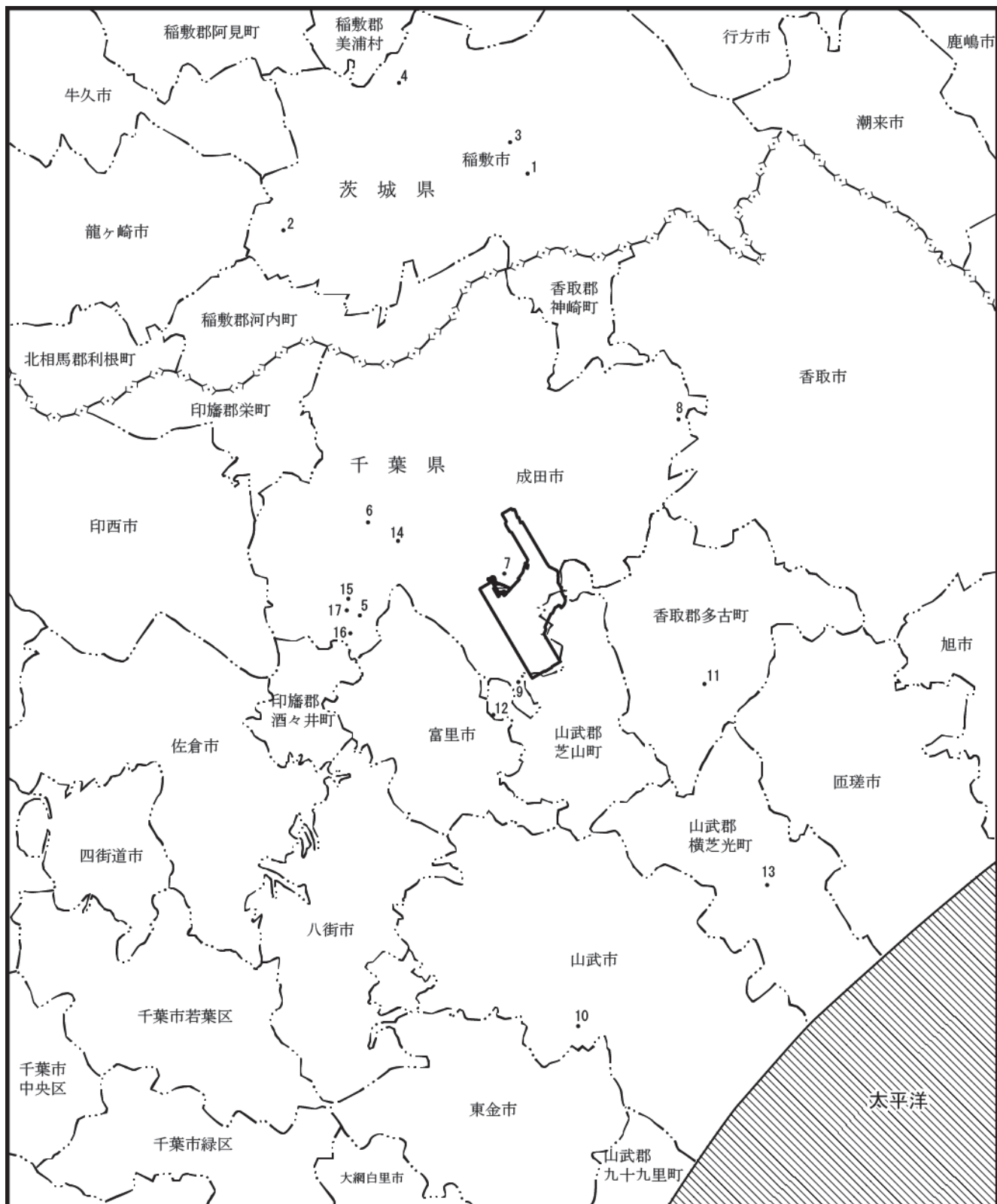
表 2.2.5-4 公共施設等一覧（病院・診療所）

区分	県	市町	番号	施設名
病院	茨城県	稲敷市	1	宮本病院
			2	みやざきホスピタル
			3	医療法人 江戸崎病院
診療所			4	佐倉クリニック
病院	千葉県	成田市	5	成田赤十字病院
			6	医療法人 成田病院
			7	医療法人 聖マリア記念病院
			8	医療法人 大栄病院
			9	成田リハビリテーション病院
		山武市	10	さんむ医療センター
		多古町	11	国保 多古中央病院
		芝山町	12	医療法人 高根病院
		横芝光町	13	東陽病院
診療所		成田市	14	いしいクリニック
			15	岩沢クリニック
			16	医療法人 松岸レディースクリニック
			17	医療法人 みはま成田クリニック

※ 診療所は病床数が1床以上の施設を対象とした。

資料：「茨城県病院一覧（平成29年10月1日現在）」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）

：「病院・診療所名簿ダウンロード」（ちば医療ナビホームページ 平成29年11月閲覧）



凡 例

- 県 界
- 市区町村界
- 成田国際空港
- 整備実施区域

● 病院等位置

図2. 2. 5-4 公共施設等一覧（医療施設）

資料：「茨城県病院一覧（平成29年10月1日現在）」
 （茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「病院・診療所名簿ダウンロード」
 （ちば医療ナビホームページ 平成29年11月閲覧）

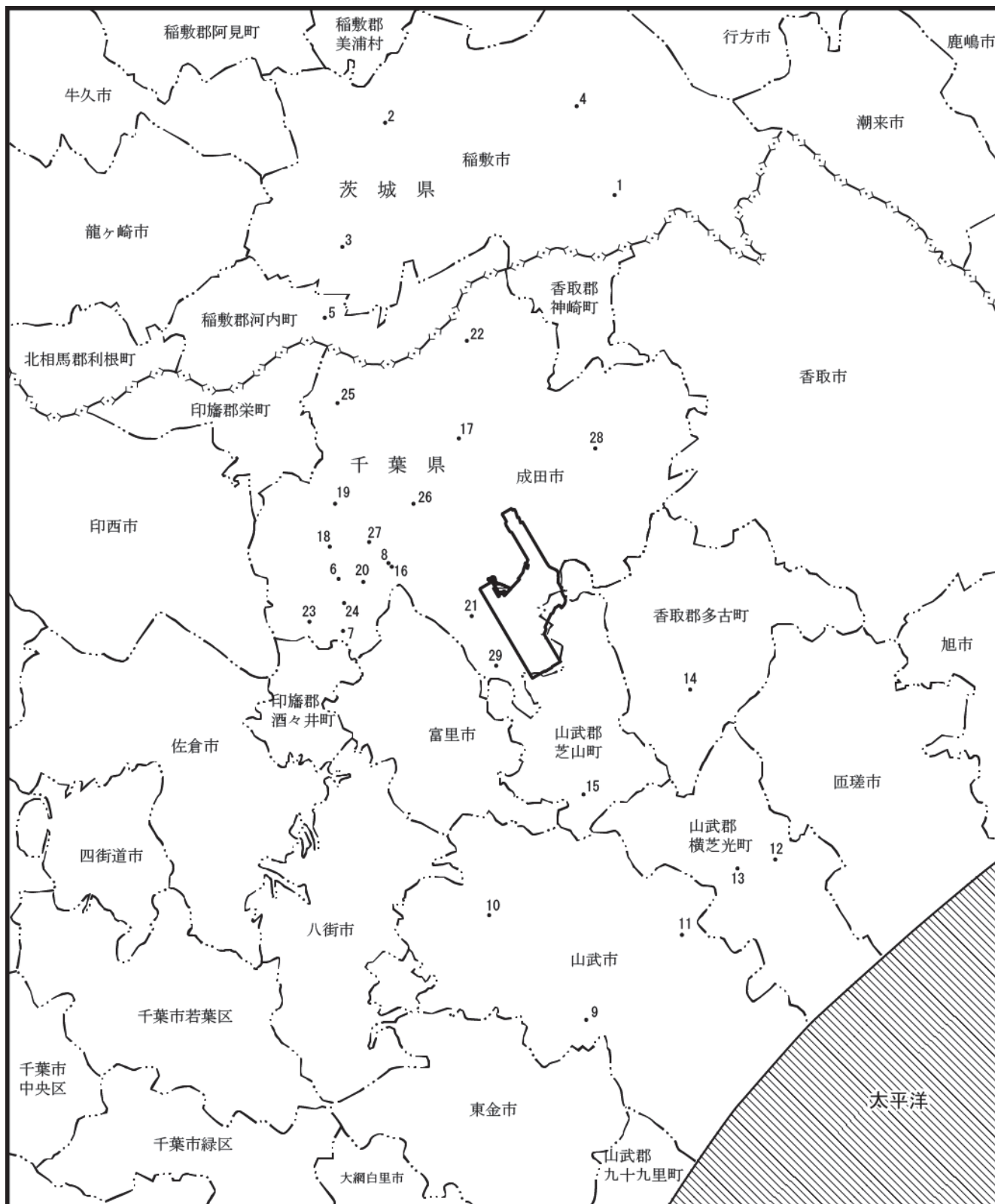
N

 1:250,000
 0 5 10km

表 2.2.5-5 公共施設等一覧（図書館等）

区分	県	市町	番号	施設名		
図書館	茨城県	稲敷市	1	稲敷市立図書館		
図書室	茨城県	稲敷市	2	江戸崎公民館図書室		
			3	新利根公民館図書室		
			4	桜川公民館図書室		
		河内町	5	河内町立中央公民館図書室		
図書館	千葉県	成田市	6	成田市立図書館		
			7	公津の杜分館		
			8	(財)成田山仏教図書館		
		山武市	9	山武市成東図書館		
			10	山武市さんぶの森図書館		
			11	山武市松尾図書館		
		横芝光町	12	横芝光町立図書館		
			13	横芝光町立図書館横芝分館		
		多古町	14	多古町立図書館		
		芝山町	15	芝山町中央公民館（読書施設）		
		図書室	千葉県	成田市	16	成田公民館図書室
					17	久住公民館図書室
					18	玉造公民館図書室
					19	八生公民館図書室
20	加良部公民館図書室					
21	遠山公民館図書室					
22	下総公民館図書室					
23	公津公民館図書室					
24	橋賀台公民館図書室					
25	豊住公民館図書室					
26	中郷公民館図書室					
27	美郷台地区会館図書室					
28	大栄公民館図書室					
29	三里塚コミュニティセンター図書室					

資料：「稲敷市 市立図書館」（稲敷市ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「稲敷市 公民館図書室」（稲敷市ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「図書館・公民館一覧」（河内町ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「稲敷市 くらしの便利帳 2016年保存版」（平成28年4月 茨城県稲敷市）
 ：「千葉県内公共図書館一覧」（千葉県立図書館ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「図書館の施設案内」（成田市立図書館ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「利用案内」（横芝光町立図書館ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「中央公民館 図書室」（芝山町ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「千葉県の図書館2017（平成29年度）」（平成29年10月 千葉県公共図書館協会）

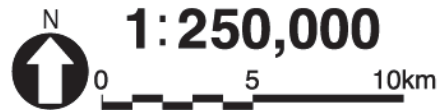


凡 例

- 県 界
- 市区町村界
- 成田国際空港
- 整備実施区域
- 図書館等位置

図2.2.5-5 公共施設等一覧（図書館等）

資料：「稲敷市 暮らしの便利帳 2016年保存版」（平成28年4月 茨城県稲敷市）
 ：「稲敷市 市立図書館」（稲敷市ホームページ 平成29年10月閲覧）
 ：「稲敷市 公民館図書室」（稲敷市ホームページ 平成29年10月閲覧）
 ：「図書館・公民館一覧」（河内町ホームページ 平成29年10月閲覧）
 ：「千葉県の図書館2017（平成29年度）」（平成29年10月 千葉県公共図書館協会）
 ：「千葉県内公共図書館一覧」（千葉県立図書館ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「図書館の施設案内」（成田市図書館ホームページ 平成29年10月閲覧）
 ：「利用案内」（横芝光町立図書館ホームページ 平成29年10月閲覧）
 ：「中央公民館 図書室」（芝山町ホームページ 平成29年10月閲覧）



(2) 住宅の配置

整備実施区域及びその周囲の住宅の配置の概況は、図 2.2.5-6 に示すとおりである。

成田空港の西側、成田市三里塚にまとまった市街地が形成されているほか、古くからの農村集落が散在している。

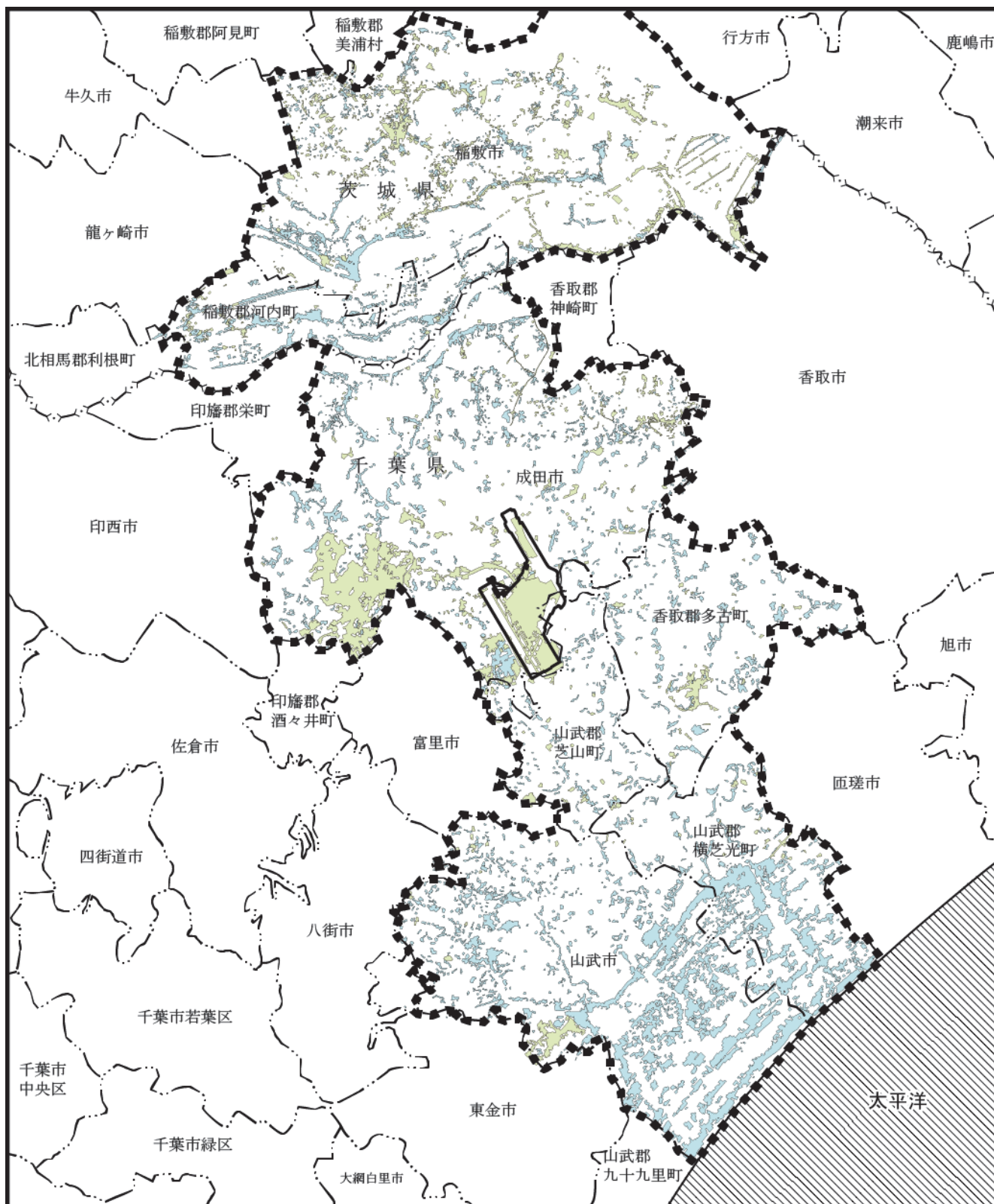
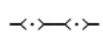
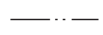


図2.2.5-6 市街地・住宅地の配置の状況

凡 例



県 界



市区町村界



成田国際空港



整備実施区域



関係市町



緑の多い住宅地



市街地等

資料：「自然環境調査Web-GIS 植生調査第6-7回（1999～2012/2013～）植生図」（環境省 自然環境局 生物多様性センター）



1:250,000

0 5 10km

2.2.6 水道及び下水道の整備の状況

(1) 水道の状況

整備実施区域及びその周囲のうち、千葉県における水道の普及状況は、表 2.2.6-1 に示すとおりである。

水道の普及率は、成田市で 84.5%、山武市で 73.2%、多古町で 99.3%、芝山町で 22.3%、横芝光町で 77.8%である。

成田空港が位置する成田市、多古町、芝山町において、上水道を供給しているのは成田市と多古町の 2 市町である。なお、成田市の下総地区及び大栄地区では、市北部及び市東北部において一部簡易水道の供給を行っているが、成田空港近傍は供給エリアに入っていない。芝山町では上水道、簡易水道とも事業として行っていない。

上記の 3 市町に関し、上水道、簡易水道の整備区域以外は、基本的に、個々の事業者又は家庭が井戸水をくみ上げて利用している。なお、成田空港については、専用水道を整備している。

表 2.2.6-1 水道の普及状況（平成 27 年度）

市町名	給水人口(人)				普及率 (%)
	総数	上水道	簡易水道	専用水道	
成田市	110,909	103,133	3,269	4,507	84.5
山武市	37,922	35,692	—	2,230	73.2
多古町	14,521	14,521	—	—	99.3
芝山町	1,646	—	—	1,646	22.3
横芝光町	18,340	18,270	—	70	77.8

資料：「千葉県統計年鑑（平成28年）」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

(2) 下水道の整備

1) 下水道の整備の状況

整備実施区域及びその周囲のうち、千葉県では、表 2.2.6-2 に示すとおり 1 市 1 町で公共下水道の整備計画を有しており、整備が進められている。

表 2.2.6-2 公共下水道整備状況（平成 27 年度）

県 市町名		行政区域人口 (千人)	処理人口 (千人)	普及率(人口比) (%)
千葉県	成田市	131.9	99.3	75.3
	芝山町	7.6	1.5	20.2

※1 行政人口は平成28年3月31日現在

※2 表中の普及率は県が公表している値を記載しており、端数処理のため誤差が生じている。

資料：「千葉県統計年鑑 平成28年」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）

2) し尿処理状況

整備実施区域及びその周囲の 2015 年度（平成 27 年度）のし尿処理状況は、表 2.2.6-3 に示すとおりである。

表 2.2.6-3 し尿処理状況（平成 27 年度）

県市町名		計画処理区域人口(人)			総処理量 (kL)	総収集量 (kL)	自家処理 量 (kL)
		水洗化 人口	非水洗化人口				
			計画収集 人口	自家処理 人口			
茨城県	稲敷市	35,933	6,877	0	11,739	11,739	0
	河内町	7,777	1,732	0	4,323	4,323	0
千葉県	成田市	128,239	3,590	0	27,011	27,011	0
	山武市	48,674	5,589	0	15,303	15,303	0
	多古町	13,504	1,748	31	4,238	4,222	16
	芝山町	6,948	573	0	2,467	2,467	0
	横芝光町	21,461	3,326	24	6,502	6,490	12

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27年度」（環境省ホームページ 平成29年11月閲覧）

2.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域

整備実施区域及びその周囲において、環境の保全を目的とする法令等により指定された地域は、表 2.2.7-1 に示すとおりである。

表 2.2.7-1(1) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域

法律名	区域	対象地域の位置	図
大気汚染防止法	指定地域	成田市	
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	窒素酸化物対策地域 粒子状物質対策地域	—	
幹線道路の沿道の整備に関する法律	沿道整備道路	—	
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律	指定地域	河内町、成田市、富里市、山武市、多古町、芝山町、横芝光町	図2.2.7-1
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	指定地域	成田市、山武市、多古町、芝山町、横芝光町	図2.2.7-2
水質汚濁防止法	指定水域及び指定地域	—	図2.2.7-3
	指定湖沼	霞ヶ浦、印旛沼	図2.2.7-4
湖沼水質保全特別措置法	指定地域	稲敷市（旧江戸崎町・新利根町・東町・桜川村）、河内町（旧河内村）、成田市	図2.2.7-4
自然公園法	国立公園、国定公園 都道府県立自然公園	水郷筑波国定公園 千葉県立印旛手賀自然公園 千葉県立九十九里自然公園	図2.2.7-5
自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 都道府県自然環境保全地域	高田権現自然環境保全地域 東大沼緑地環境保全地域 上根本緑地環境保全地域 麻賀多神社の森郷土環境保全地域 小御門神社の森郷土環境保全地域 大慈恩寺の森郷土環境保全地域	図2.2.7-5
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域	—	
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域	—	
都市緑地法	特別緑地保全地区の区域	—	

※ —：当該法律は整備実施区域及びその周囲を対象としていない。

表 2.2.7-1(2) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域

法律名	区域	対象地域の位置	図
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律	生息地等保護区の区域	—	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域	成田市中郷	図2.2.7-6
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	湿地の区域	—	
都市計画法	風致地区	—	
森林法	保安林	成田市、多古町、芝山町	図2.2.7-7
保護林制度	森林生態系保護地域、生物群集保護林、希少個体群保護林	—	
種の保存法	生息地等保護区（管理地区、監視地区）の区域	—	
千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例	里山活動協定認定箇所	成田市、山武市、多古町、芝山町	図2.2.7-8
文化財保護法	史跡又は天然記念物埋蔵文化財	成田市、多古町、芝山町	図2.2.7-9 図2.2.7-10

※ —：当該法律は整備実施区域及びその周囲を対象としていない。

(2) 公害関係法令等

1) 大気質

A. 環境基準等

「環境基本法」（1993 年（平成 5 年）11 月 19 日 法律第 91 号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（1973 年（昭和 48 年）5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（1978 年（昭和 53 年）7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（1997 年（平成 9 年）2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（2009 年（平成 21 年）9 月 9 日 環境省告示第 33 号）により、大気の汚染に係る環境基準が表 2.2.7-2 のとおり定められている。

なお、二酸化窒素については、千葉県における環境目標値として、「日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm 以下」が 1979 年（昭和 54 年）4 月に設定されている。

表 2.2.7-2 大気汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質※1	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント※2	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質※3	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

※1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

※2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

※3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示第4号）

：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

炭化水素について環境基準は定められていないが、光化学オキシダントの生成防止のため、1976 年（昭和 51 年）8 月に中央公害対策審議会から表 2.2.7-3 に示すとおり指針が示されている。

表 2.2.7-3 炭化水素の濃度レベルに係る指針

項 目	指 針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

資料：「光化学オキシダント生成のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年8月13日 中央公害対策審議会）

1. 規制基準

「大気汚染防止法」（1968 年（昭和 43 年）6 月 10 日 法律第 97 号）に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、いおう酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素・フッ化水素・フッ化珪素、鉛及びその化合物）の排出規制が行われている。また同法では、アンモニア、シアン化水素等 28 物質を特定物質として定め、これらを発生する施設を設置する者に対し、緊急時の応急措置を義務付けている。さらに、揮発性有機化合物（VOC）については、浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの原因物質となることから、2006 年（平成 18 年）4 月 1 日から大気汚染防止法による排出規制が行われており、揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。

なお、整備実施区域及びその周囲には、「大気汚染防止法」に基づく、地域における大気汚染物質の排出総量の規制が行われている指定地域はない。

また、整備実施区域及びその周囲には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（1992 年（平成 4 年）6 月 3 日法律第 70 号）に基づく、自動車起源の窒素酸化物と粒子状物質の総量削減計画が策定される対策地域は指定されていない。なお、千葉県では、排出ガス対策を効果的に促進するため、「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」（2002 年（平成 14 年）3 月 26 日 千葉県条例第 2 号）により、独自の粒子状物質排出基準を設定し、この排出基準を満たさない車両の県内における運行を規制している。

また、整備実施区域及びその周囲には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（1980 年（昭和 55 年）5 月 1 日 法律第 34 号）に基づく沿道整備道路の指定はない。

2) 騒音

ア. 環境基準等

「環境基本法」に基づく「航空機騒音に係る環境基準について」（1973 年（昭和 48 年）12 月 27 日 環境庁告示第 154 号）による航空機騒音に関する環境基準は表 2.2.7-4 に示すとおりである。

地域の類型を当てはめる地域は都道府県知事が指定することとされており、茨城県及び千葉県における航空機騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定は、表 2.2.7-5 に示すとおりである。なお、この環境基準は、工場等の騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されない。

表 2.2.7-4 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

※ I を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

資料：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日 環境庁告示第154号）

表 2.2.7-5(1) 航空機騒音に係る地域類型指定（茨城県）

飛行場名	当てはめる区域	地域の類型
成田国際空港	稲敷市の一部（旧江戸崎町、旧新利根村）及び稲敷郡河内町の全域	類型 I（専ら住居の用に供される地域）
百里飛行場	かすみがうら市、鉾田市、行方市、小美玉市、東茨城郡茨城町の一部地域	類型 I（専ら住居の用に供される地域）

資料：「航空機騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定」（昭和55年2月28日 茨城県告示第302号）

：「航空機騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定」（平成3年3月28日 茨城県告示第398号）

表 2.2.7-5(2) 航空機騒音に係る地域類型指定（千葉県）

飛行場名	当てはめる地域	地域の類型
成田国際空港 (図 3.1.1-15(2) 参照)	成田市、富里市、山武市、印旛郡栄町、香取郡多古町、横芝光町及び芝山町の全域	I 類型：①都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域。②都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域（工業団地を除く） II 類型：①都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。②都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち工業団地。 ※工業専用地域及び空港・飛行場の敷地を除く。
東京国際空港(羽田)及び木更津飛行場	木更津市及び君津市の全域	
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市の一部の地域	

※ 都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域

資料：「航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定」（昭和53年8月29日 千葉県告示第695号）

「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（1998 年（平成 10 年）9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）による騒音に係る環境基準は表 2.2.7-6 に示すとおりである。

表 2.2.7-6 騒音に係る環境基準

地域 類型	時間区分		千葉県		
	昼間 (午前6時～午後10 時)	夜間 (午後10時～午前6 時)	成田市	多古町	芝山町
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居 専用地域、第二種 低層住居専用地 域、第一種中高層 住居専用地域、第 二種中高層住居 専用地域等	第一種低層住居 専用地域	—
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域等	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域等	第一種住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商 業地域、準工業地 域、工業地域、工 業専用地域	近隣商業地域、工 業専用地域	近隣商業地域、準 工業地域、工業専 用地域

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

：「区域区分・用途地域一覧」（茨城県ホームページ 平成 29 年 11 月閲覧）

：「用途地域（線引きを行っている市町村）（平成 27 年 3 月 31 日現在）」（千葉県ホームページ 平成 29 年 11 月閲覧）

：「用途地域（線引きを行っていない市町村）（平成 27 年 3 月 31 日現在）」（千葉県ホームページ 平成 29 年 11 月閲覧）

道路に面する地域の騒音に係る環境基準については、表 2.2.7-7 に示すとおりである。

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準については、特例として表 2.2.7-8 に示すとおりとする。

表 2.2.7-7 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

表 2.2.7-8 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準

基準値	
昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

※1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

※2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を超える道路では20メートルの区域をいう。

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

1. 規制基準

「騒音規制法」（1968 年（昭和 43 年）6 月 10 日 法律第 98 号）に基づく「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（2000 年（平成 12 年）3 月 2 日 総理府令第 15 号）による自動車騒音の要請限度は表 2.2.7-9(1)に、整備実施区域及びその周囲の区域の指定状況は表 2.2.7-9(2)に示すとおりである。

なお、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、特例として表 2.2.7-10 に掲げるとおりとする。

表 2.2.7-9(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

※1 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

※2 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

資料：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

表 2.2.7-9(2) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に係る区域

区域の区分	成田市	多古町	芝山町
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域等	第一種低層住居専用地域	—
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域等	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域等	第一種住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	近隣商業地域、工業専用地域	近隣商業地域、準工業地域、工業専用地域

資料：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定」（平成 12 年 3 月 28 日 千葉県告示第 263 号）

：「平成 28 年度千葉県環境白書」（平成 29 年 3 月 千葉県）

表 2.2.7-10 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度

限 度	
昼 間	夜 間
75デシベル以下	70デシベル以下

※ 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

資料：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

「騒音規制法」及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（1968 年（昭和 43 年）11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）に基づき、都道府県知事は騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を騒音について規制する地域として指定し、当該地域について時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

整備実施区域及びその周囲における「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定」（1974 年（昭和 49 年）8 月 20 日 千葉県告示第 684 号）及び「成田市告示第 96 号」（2012 年（平成 24 年）3 月 30 日）による時間の区分、区域の区分及び規制基準等は、表 2.2.7-11 に示すとおりである。

表 2.2.7-11 特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：デシベル

区域の 区分	成田市	多古町	芝山町	規制基準		
				昼間	朝・夕	夜間
第一種 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	指定なし	50以下	45以下	40以下
第二種 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	第一種住居地域	55以下	50以下	45以下
第三種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域	近隣商業地域	近隣商業地域及び準工業地域	65以下	60以下	50以下
第四種 区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	70以下	65以下	60以下

※1 千葉県における時間の区分は、以下のとおりである。

昼間：午前8時から午後7時まで 朝：午前6時から午前8時まで

夕：午後7時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌朝午前6時まで

※2 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

※3 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

資料：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定」（昭和49年8月20日 千葉県告示第684号）

：「成田市告示第96号」（平成24年3月30日）

整備実施区域及びその周囲における、「騒音規制法」に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（1968 年（昭和 43 年）11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号）を表 2.2.7-12 に示す。

表 2.2.7-12 特定建設作業の規制基準

規制種別	区域の区分	騒音規制法
基準値	1号・2号	85デシベルを超えない
作業時間	1号	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	1号	10時間／日を超えないこと
	2号	14時間／日を超えないこと
作業日数	1号・2号	連続6日を超えないこと
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日ではないこと

※ 1号区域：表2.2.7-11に示す第一から三種区域及び、第四種区域のうち学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の地域

※ 2号区域：表2.2.7-11に示す第四種区域のうち1号区域以外の区域

資料：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号）

：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」（昭和49年8月20日 千葉県告示第685号、平成27年7月31日 千葉県告示第533号）

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（1967 年（昭和 42 年）8 月 1 日 法律第 110 号）（以下、「騒防法」という。）では、航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸の頻繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与しなくてはならないとされている。騒防法における区域の指定の基準は、表 2.2.7-13 及び図 2.2.7-1 に示すとおりである。

表 2.2.7-13 騒防法における区域の指定の基準

単位：デシベル

区域	指定の基準 (L_{den})
第一種区域	62
第二種区域	73
第三種区域	76

※1 第一種区域とは政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域

※2 第二種区域とは第 1 種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域

※3 第三種区域とは第 2 種区域のうち新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて国土交通大臣が指定する区域

資料：「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則」（昭和 49 年 3 月 27 日 運輸省令第 6 号）

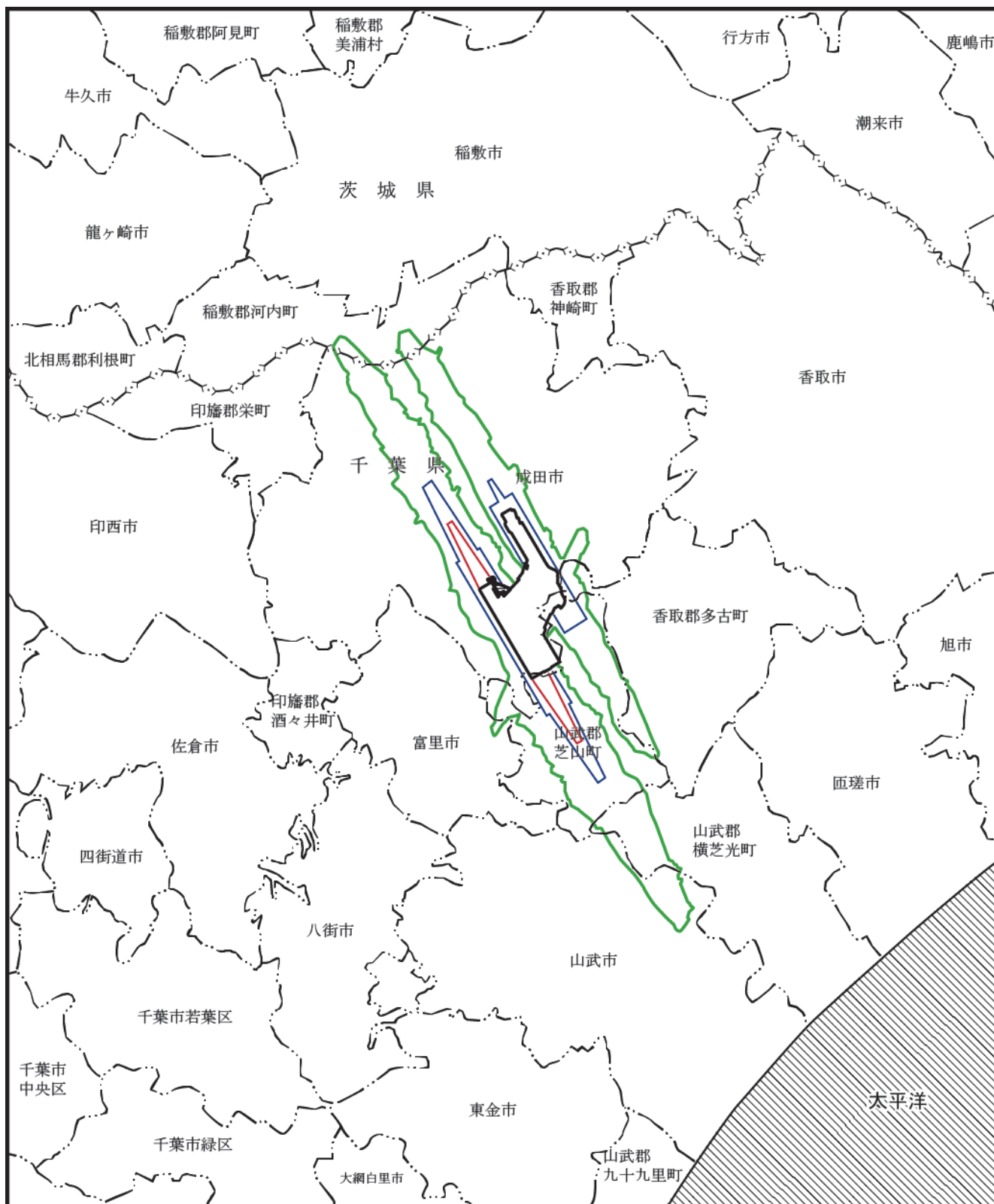


図2.2.7-1 騒防法における区域指定状況

凡 例

- 県 界
- 市区町村界
- 成田国際空港
- 整備実施区域

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく騒音区域

- 第一種区域 ($L_{den}62\text{dB}$ 以上、75WECPNL以上)
- 第二種区域 ($L_{den}73\text{dB}$ 以上、90WECPNL以上)
- 第三種区域 ($L_{den}76\text{dB}$ 以上、95WECPNL以上)

N
1:250,000
0 5 10km

「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」（1978 年（昭和 53 年）4 月 20 日 法律第 26 号）（以下、「騒特法」という。）では、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることにより航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図らなくてはならないとされている。騒特法に基づく航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の指定の基準は表 2.2.7-14 及び図 2.2.7-2 に示すとおりである。

表 2.2.7-14 騒特法に基づく地区の指定の基準

単位：デシベル

地区	指定の基準 (L_{den})
航空機騒音障害防止地区	62 以上
航空機騒音障害防止特別地区	66 以上

資料：「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令」（昭和 53 年 10 月 19 日 政令第 355 号）

3) 振動

「振動規制法施行規則」（1976 年（昭和 51 年）11 月 10 日 総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の要請限度は、表 2.2.7-15 に示すとおりである。

表 2.2.7-15 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～翌日の午前8時)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

※1 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

※2 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資料：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

：「道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間」（昭和52年11月29日 千葉県告示第780号）

「振動規制法」（1976 年（昭和 51 年）6 月 10 日 法律第 64 号）に基づく「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（1976 年（昭和 51 年）11 月 10 日 環境庁告示第 90 号）に基づき、都道府県知事は振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定し、当該地域について時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

整備実施区域及びその周囲における、「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定」（1977 年（昭和 52 年）11 月 29 日 千葉県告示第 778 号）及び「成田市告示 101 号」（2012 年（平成 24 年）3 月 30 日）による時間の区分、区域の区分及び規制基準等は、表 2.2.7-16 に示すとおりである。

表 2.2.7-16 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：デシベル

区域の区分	該 当 地 域			基準値	
	成田市	多古町	芝山町	昼間	夜間
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	第一種住居地域	60	55
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	近隣商業地域	近隣商業地域及び準工業地域	65	60

※ 千葉県の第一種・第二種区域における時間の区分は、以下のとおりである。

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

資料：「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定」（昭和52年11月29日 千葉県告示第778号）

：「成田市告示第101号」（平成24年3月30日）

整備実施区域及びその周囲における、「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制に関する基準は、表 2.2.7-17 に示すとおりである。

また、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の種類は、表 2.2.7-18 に示すとおりである。

表 2.2.7-17 特定建設作業の規制基準

規制種別	区域の区分	振動規制法
基準値	1号・2号	75デシベルを超えない
作業時間	1号	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	1号	10時間／日を超えないこと
	2号	14時間／日を超えないこと
作業日数	1号・2号	連続6日を越えないこと
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日ではないこと

※1 1号区域：表2.2.7-10に示す第一種区域、第二種区域（ただし、工業地域を除く）及び工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

※2 2号区域：工業地域のうち、第1号区域以外の区域

資料：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

：「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定」（昭和52年11月29日 千葉県告示第779号）

表 2.2.7-18 特定建設作業の種類

	種 類	摘 要
騒 音	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力）、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
	びょう打機を使用する作業	－
	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』を除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』を除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』を除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。
振 動	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力）、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	－
	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

資料：「騒音規制法施行令」（昭和43年11月27日 政令第324号）
 ：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）

4) 悪臭

整備実施区域及びその周囲では、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(2012年(平成24年)3月23日 千葉県告示第175号)及び「成田市告示第83号」(2012年(平成24年)3月23日)により、特定悪臭物質の種類ごとに表2.2.7-19に示す規制基準が定められている。

また、「悪臭防止対策の指針」(1981年(昭和56年) 千葉県)により、表2.2.7-20に示すとおり臭気濃度の目標値が定められている。

表 2.2.7-19 悪臭防止法に基づく規制基準

規制地域	特定悪臭物質の種類	規 制 基 準				
		敷地境界での規制基準 (ppm)	排出口 (流量の許容限度) [※] (Nm ³ /h)	排出水の量 (mg/L)		
				0.001m ³ /秒 以下	0.001m ³ /秒 を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1m ³ /秒を 超える
用途地域	アンモニア	1	q	—	—	—
	メチルメルカプタン	0.002	—	0.03	0.007	0.002
	硫化水素	0.02	q	0.1	0.02	0.005
	硫化メチル	0.01	—	0.3	0.07	0.01
	二硫化メチル	0.009	—	0.6	0.1	0.03
	トリメチルアミン	0.005	q	—	—	—
	アセトアルデヒド	0.05	—	—	—	—
	プロピオンアルデヒド	0.05	q	—	—	—
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	q	—	—	—
	イソブチルアルデヒド	0.02	q	—	—	—
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	q	—	—	—
	イソバレルアルデヒド	0.003	q	—	—	—
	イソブタノール	0.9	q	—	—	—
	酢酸エチル	3	q	—	—	—
	メチルイソブチルケトン	1	q	—	—	—
	トルエン	10	q	—	—	—
	スチレン	0.4	—	—	—	—
	キシレン	1	q	—	—	—
	プロピオン酸	0.03	—	—	—	—
	ノルマル酪酸	0.001	—	—	—	—
	ノルマル吉草酸	0.0009	—	—	—	—
	イソ吉草酸	0.001	—	—	—	—
[※] 排出口における規制基準qは、次の式により算出した値である。 $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ ここで、q : 流量 (Nm ³ /h) 温度0℃、1気圧の状態に換算したm ³ /h He : 補正された排出口高さ (m) Cm : 敷地境界線での規制基準 (ppm)						

※ 用途地域とは、都市計画法(昭和43年 法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

資料 : 「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年3月23日 千葉県告示第175号)

: 「成田市告示第83号」(平成24年3月23日)

: 「平成28年版千葉県環境白書」(平成29年3月 千葉県)

表 2.2.7-20 三点比較式臭袋法による指導目標値（臭気濃度）

地 域 の 区 分		排出口	敷地境界
地 域	該 当 地 域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場・商店・住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域（工業団地を除く）	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度
※ 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気の感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。			

資料：「悪臭防止対策の指針」（昭和 56 年 千葉県）

5) 水質

ア. 環境基準

「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準」（1971 年（昭和 46 年）12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）による公共用水域の環境基準は、表 2.2.7-21 及び表 2.2.7-22 に示すとおりである。また、整備実施区域及びその周囲における水域の類型指定状況は、図 2.2.7-3 に示すとおりである。

表 2.2.7-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
フッ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、フッ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。	

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 2.2.7-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度（pH）	生物化学的 酸素要求量 （BOD）	浮遊物質 量（SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びE以下 の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上と する（湖沼もこれに準ずる。）。 ※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 ※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの ※3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用 ※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの ※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度 資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）						

表 2.2.7-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚 仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域の うち、生物 B の欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.2.7-22(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度（pH）	生物化学的 酸素要求量 （COD）	浮遊物質量 （SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等貧栄養湖型の水域の水産生物用

※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 2.2.7-22(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない			

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

※3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

※4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 2.2.7-22(5) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

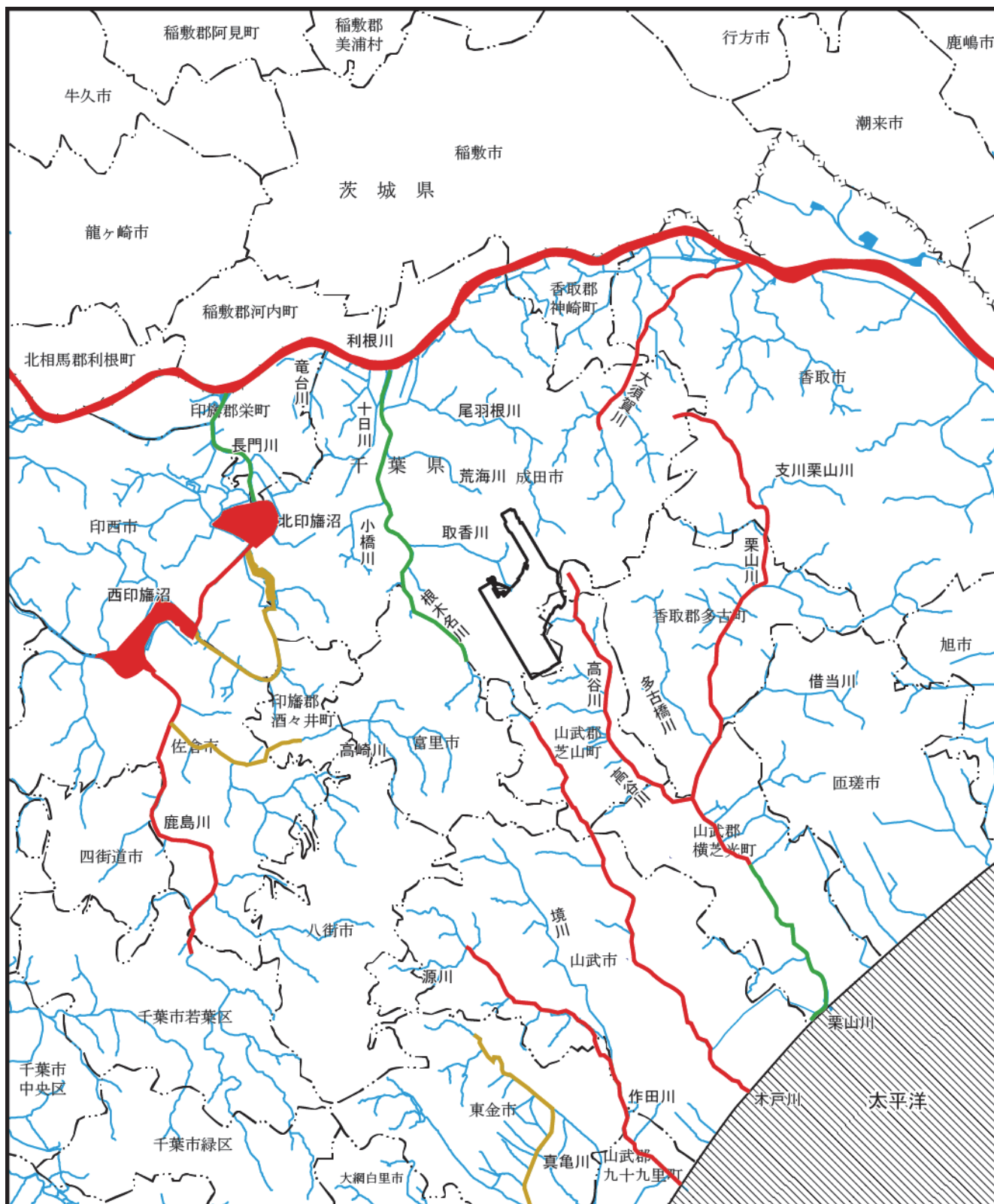
項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値		
		全 重 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生 物Aの欄に掲げる水生生 物の産卵場（繁殖場）又 は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域 のうち、生物Bの欄に掲 げる水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に保全が 必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.2.7-22(6) 生活環境の保全に関する環境基準（底層溶存酸素量）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場 を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低 い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場 を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場 を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域 を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンド ン採水器を用いる。		

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）



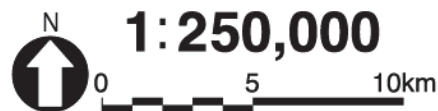
凡 例

- 県 界
- 市区町村界
- 成田国際空港
- 整備実施区域
- 河川等・湖沼
- A類型
- B類型
- C類型

図2. 2. 7-3 水域類型指定状況

資料：生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況
(千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧)

※千葉県内の水域類型指定河川（水生生物項目）は、
全て「生物B」に指定されている。



「環境基本法」に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）は、表 2.2.7-23 に示すとおりである。

表 2.2.7-23 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
フッ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、その結果が検査の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

4. 規制基準

「水質汚濁防止法」（1970 年（昭和 45 年）12 月 25 日 法律第 138 号）に基づき、特定事業場（有害物質又は生活環境項目に係る物質を含む污水又は廃液を排出する施設であって政令で定めるもの）からの排水について、排水基準が定められている。有害物質に関する排水基準は表 2.2.7-24 に、同じく生活環境項目に関する排水基準は表 2.2.7-25 に、それぞれ示すとおりである。また、茨城県、千葉県ともに「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（茨城県：2005 年（平成 17 年）3 月 24 日 茨城県条例第 11 号、千葉県：1975 年（昭和 50 年） 千葉県条例第 50 号）を定めており、法よりも厳しい上乗せ基準を設定している。

なお、整備実施区域及びその周囲において成田空港からの排水の排出先となる水系は、「水質汚濁防止法」に基づき地域における水質汚濁物質の排出総量を規制する指定水域及び指定地域には指定されていない。

整備実施区域及びその周囲において、稲敷市のほぼ全域では、図 2.2.7-4 に示すとおり、「湖沼水質保全特別措置法」（1984 年（昭和 59 年） 法律第 61 号）に定める指定地域に該当し、霞ヶ浦に流入する河川への排水について規制基準が定められているが、整備実施区域及びその周囲は流域が異なり、整備実施区域からの排水が霞ヶ浦に流入することはない。同様に、成田市の一部は、同法の指定地域に該当し、印旛沼に流入する河川への排水について規制基準が定められているが、整備実施区域及びその周辺は指定地域となっておらず、その排水も印旛沼には流入しない。

表 2.2.7-24 有害物質に関する排水基準

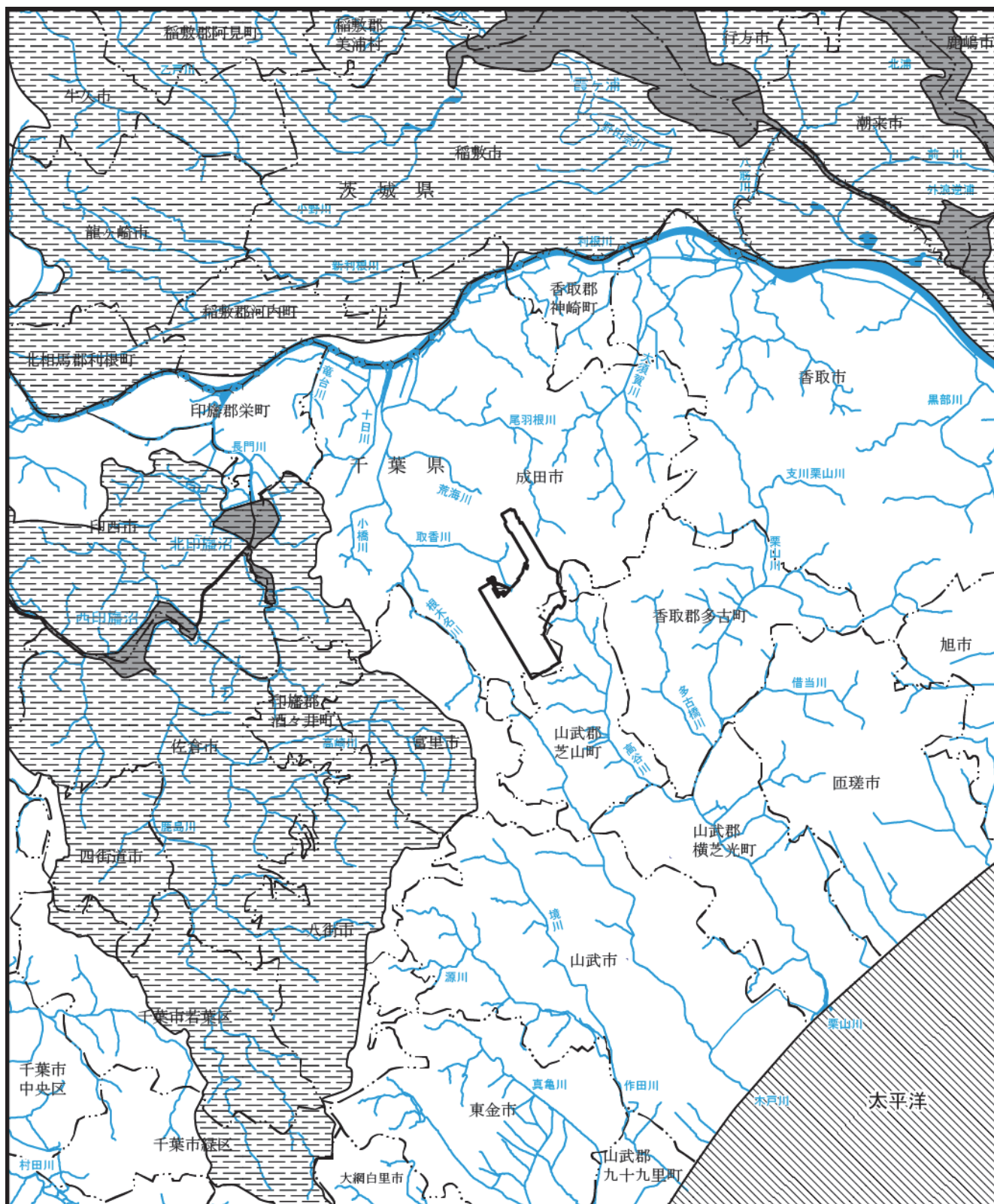
有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg 海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg
フッ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきフッ素8mg 海域に排出されるもの1Lにつきフッ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1・4-ジオキサン	1Lにつき0.5mg
備考	
1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

表 2.2.7-25 生活環境項目に関する排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位 1Lにつきmg）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位 1Lにつきmg）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位 1Lにつきmg）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1Lにつきmg）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1Lにつきmg）	30
フェノール類含有量（単位 1Lにつきmg）	5
銅含有量（単位 1Lにつきmg）	3
亜鉛含有量（単位 1Lにつきmg）	2
溶解性鉄含有量（単位 1Lにつきmg）	10
溶解性マンガン含有量（単位 1Lにつきmg）	10
クロム含有量（単位 1Lにつきmg）	2
大腸菌群数（単位 1cm ³ につき個）	日間平均3,000
窒素含有量（単位 1Lにつきmg）	120（日間平均60）
燐含有量（単位 1Lにつきmg）	16（日間平均8）
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。	
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。	
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。	
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。	
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。	

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

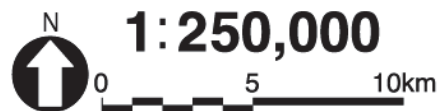


凡 例

- 県 界
- 市区町村界
- 成田国際空港
- 整備実施区域
- 河 川 等
- 指定湖沼
- 指定地域

図2. 2. 7-4 湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼、指定地域

資料：「茨城県内の霞ヶ浦流域一覧」（茨城県ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「湖沼水質保全特別措置法に基づく規制基準のてびき」
 （平成25年3月 千葉県環境生活部水質保全課）



6) 土壌

7. 環境基準等

「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（1991 年（平成 3 年）8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）は、表 2.2.7-26 に示すとおりである。

表 2.2.7-26 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
フッ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、検査の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	

※ 汚染が自然的原因であることが明らかであると認められる場所・原材料の堆積場・廃棄物の埋立地・基準項目に係る物質の利用又は処分を目的とした集積施設に係る土壌については適用しない。

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

1. 規制基準

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図ることを目的とした「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（1970年（昭和45年）12月25日 法律第139号）に基づく農用地土壌汚染対策地域は、整備実施区域及びその周囲では指定されていない。

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを目的とした「土壌汚染対策法」（2002年（平成14年）5月29日 法律第53号）に基づく要措置区域は成田市の一部が指定されているほか、形質変更時要届出区域に横芝光町の一部が指定されている。なお、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の指定基準は表 2.2.7-27 に示すとおりである。

整備実施区域及びその周囲において、成田市（旧大栄町を除く）・山武市（旧山武町に限る）・芝山町は、「千葉県環境保全条例」（1995年（平成7年）3月10日 千葉県条例第3号）に基づく地下水採取に関する規制地域に指定されている。

土壌汚染、災害防止などを目的として、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（2003年（平成15年）10月1日 茨城県条例第67号）、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（1997年（平成9年）7月15日 千葉県条例第12号）が策定されており、茨城県では5,000m²以上の、千葉県では3,000m²以上の広範囲にわたる土砂等の埋立について県が規制を行っている。

なお、整備実施区域及びその周囲において、成田市、山武市、芝山町は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく同条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村について同条例の規定の適用を除外する日」（2003年（平成15年）4月1日 千葉県告示第318号）により規制の適用を除外されており、各市町の条例等に基づいた規制等が行われている。

表 2.2.7-27(1) 土壤汚染対策法に基づく指定基準（土壤溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき六価クロム 0.02 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
フッ素及びその化合物	検液 1L につきフッ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

資料：「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年 環境省令第 29 号）

表 2.2.7-27(2) 土壤汚染対策法に基づく指定基準（土壤含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
フッ素及びその化合物	土壌 1kg につきフッ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

資料：「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年 環境省令第 29 号）

7) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、表 2.2.7-28 に示すとおり、「ダイオキシン類対策特別措置法」（1999 年（平成 11 年）7 月 16 日 法律第 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

表 2.2.7-28 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

※3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を測定した値とみなす。

※4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

(3) 自然関係法令等

1) 自然環境

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用を進めることを目的とした「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（1980 年（昭和 55 年） 条約第 28 号）に基づく登録湿地は、整備実施区域及びその周囲にはない。

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした「自然公園法」（1957 年（昭和 32 年）6 月 1 日 法律第 161 号）に基づく国立公園・国定公園については、稲敷市の一部が「水郷筑波国定公園」に指定されている（図 2.2.7-5 参照）。また、「千葉県立自然公園条例」（1960 年（昭和 35 年）4 月 1 日 千葉県条例第 50 号）に基づく県立自然公園は、成田市の一部が「県立印旛手賀自然公園」に、山武市と横芝光町の一部が「県立九十九里自然公園」に指定されている。

整備実施区域及びその周囲において、「自然環境保全法」（1972 年（昭和 47 年）6 月 22 日 法律第 85 号）第 22 条に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定はないが、「千葉県自然環境保全条例」（1995 年（平成 7 年）3 月 10 日 千葉県条例第 3 号）

及び「茨城県自然環境保全条例」（1973 年（昭和 48 年）4 月 1 日 茨城県条例第 4 号）に基づく自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域が指定されている。

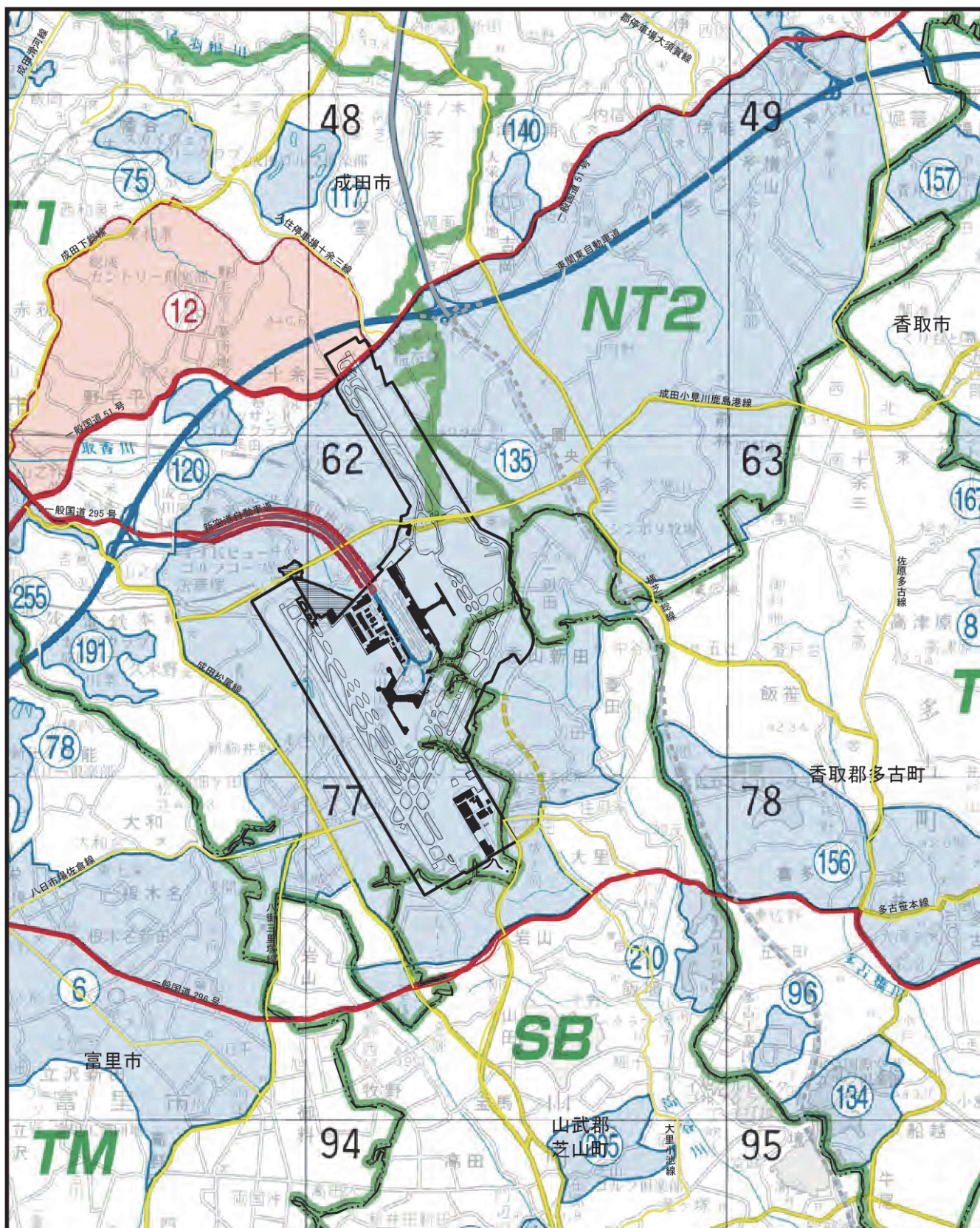
首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地を保全することを目的とした「首都圏近郊緑地保全法」（1966 年（昭和 41 年）6 月 30 日 法律第 101 号）に基づく近郊緑地保全区域は、整備実施区域及びその周囲にはない。

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした「都市緑地法」（1973 年（昭和 48 年）9 月 1 日 法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区は、整備実施区域及びその周囲では指定されていない。

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存することを目的とした「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（1992 年（平成 4 年）6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく生息地等保護区は、整備実施区域及びその周囲では区域指定されていない。

鳥獣の保護繁殖及び狩猟の適正化をはかって、生活環境の保全、生態系の確保、農林水産業の振興に資することを目的とする「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（2002 年（平成 14 年）7 月 12 日 法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区として「成田市中郷鳥獣保護区」が成田空港の一部を含み指定されている（図 2.2.7-6 参照）。

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とした「森林法」（1951 年（昭和 26 年）6 月 26 日 法律第 249 号）に基づく保安林として、成田市、多古町及び芝山町の一部が指定されている（図 2.2.7-7 参照）。



凡 例

市町界

成田国際空港

整備実施区域

鳥獣保護区
(成田市中郷鳥獣保護区)

高速道路及び有料道路

一般国道

主要地方道

図2.2.7-6 鳥獣保護区等位置図

(参考)

特定猟具使用禁止区域
(銃器)

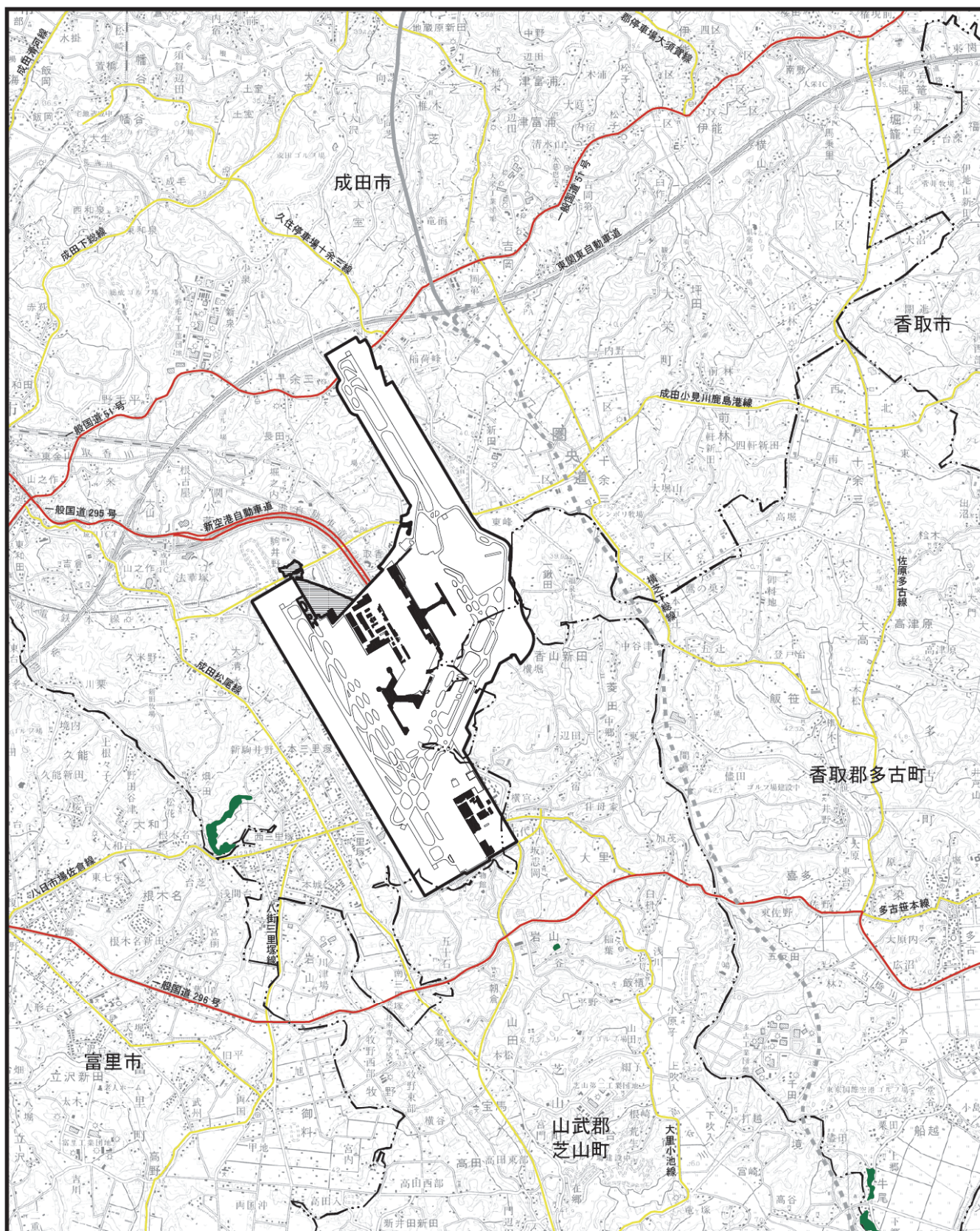
保護管理ユニット境界線



1:75,000

0 1 2km

資料：「平成29年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（平成29年11月 千葉県）



凡 例

— · — 市町界

成田国際空港

整備実施区域

保安林

高速道路及び有料道路

一般国道

主要地方道

図2.2.7-7 保安林位置図

資料：「森林地域データ」（国土数値情報 ダウンロードサービス）

N
1:75,000
0 1 2km

2) 景観

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図ることを目的とした「景観法」(2004年(平成16年)6月18日 法律第110号)に基づき、成田市及び山武市には景観行政団体となっている。また成田市は「成田市景観計画」(2014年(平成26年)4月1日施行)、山武市は「山武市景観計画」(2015年(平成27年)10月1日施行)を策定している。

整備実施区域及びその周囲において、都市の健全な発展等を目的とした「都市計画法」(1968年(昭和43年)6月15日 法律第100号)に基づく風致地区の指定はされていない。

また、図 2.2.7-8 に示すとおり、里山の有する環境の保全、災害の防止、良好な景観の形成、余暇及び教育に係る活動の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能が持続的に発揮されるようにすることを目的とする「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」(2003年(平成15年)3月7日 条例第5号)に基づく里山活動協定認定箇所は、成田市、山武市、多古町、芝山町の一部で該当する。

3) 文化財

整備実施区域及びその周囲においては、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1992年(平成4年)9月28日 条約第7号)11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

整備実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(1950年(昭和25年)5月30日 法律第214号)及び県・市町の文化財の保護に関する条例により指定された史跡、名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然環境と一体をなしていると判断されるものに限り)、天然記念物(動物又は植物の種を単位と指定されている場合における当該種及び標本を除く)は、表 2.2.7-29 及び図 2.2.7-9 に示すとおりである。

また、整備実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財の分布状況は図 2.2.7-10 に示すとおりである。

表 2.2.7-29 文化財一覧

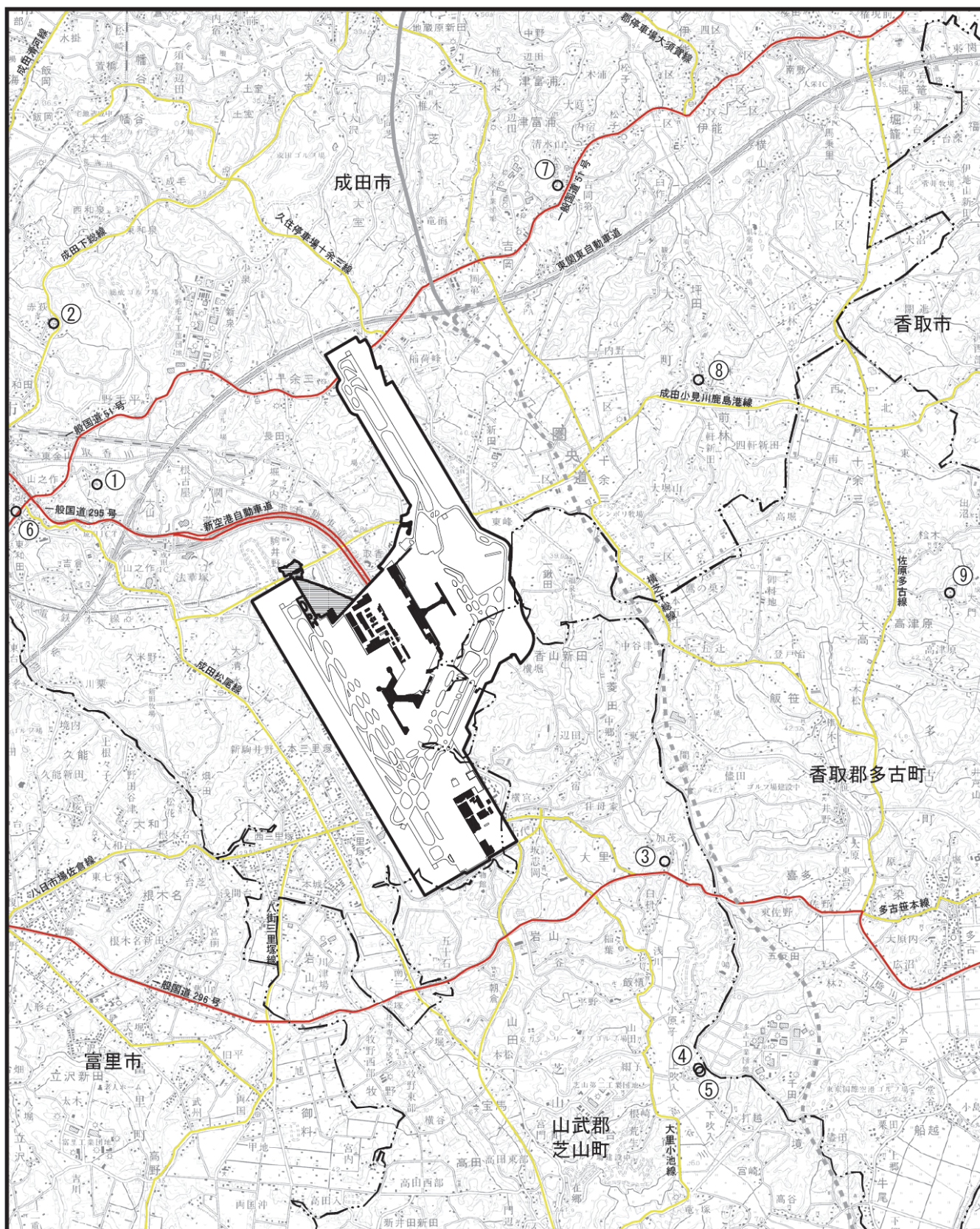
番号	指定区分	種別	名 称	位 置
①	成田市指定	天然記念物	久米の大シイ	成田市久米
②	成田市指定	天然記念物	赤荻の大エノキ	成田市赤荻
③	芝山町指定	天然記念物	普賢院の槇の木	芝山町大里1386
④	芝山町指定	天然記念物	上吹入の杉と椎の双体樹	芝山町上吹入稽古350
⑤	芝山町指定	天然記念物	相馬高神社本殿脇の大杉	芝山町上吹入353
⑥	成田市指定	史跡	寺台河岸跡	成田市寺台
⑦	成田市指定	史跡	利生塔礎石群	成田市吉岡
⑧	成田市指定	史跡	経文塚	成田市前林
⑨	多古町指定	史跡	木食上人入定跡	多古町成就院

資料：「千葉県の文化財の指定状況」(千葉県教育委員会ホームページ 平成29年11月閲覧)

「史跡・名勝」(千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧)

「文化財」(芝山町ホームページ 平成29年11月閲覧)

「成田市内指定文化財一覧表」(成田市ホームページ 平成29年11月閲覧)



凡 例

— · — 市町界

成田国際空港

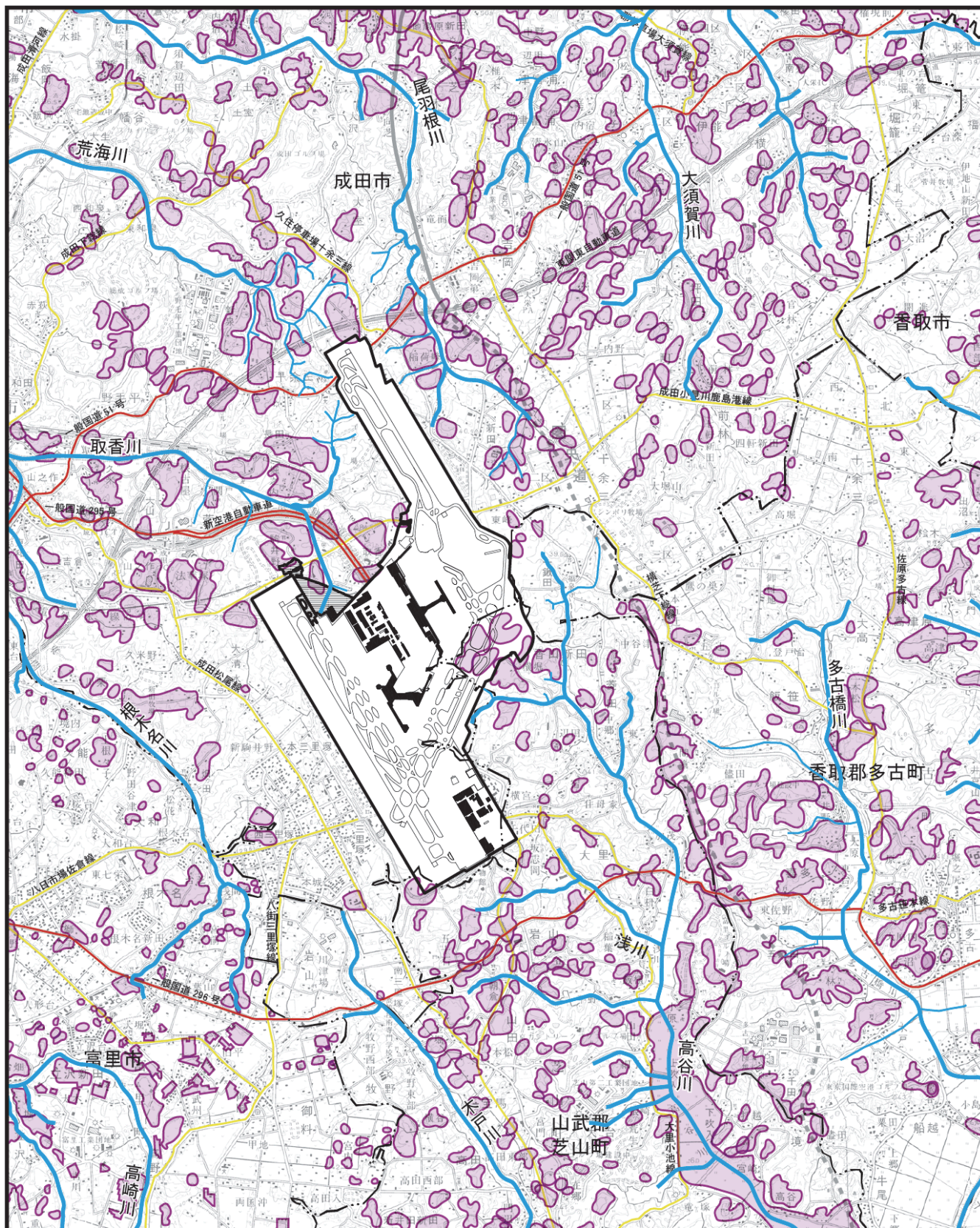
整備実施区域

○ 文化財

図2.2.7-9 文化財位置図

資料：「千葉県の文化財の指定状況」（千葉県教育委員会ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「史跡・名勝」（千葉県ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「文化財」（芝山町ホームページ 平成29年11月閲覧）
 ：「成田市指定文化財一覧表」（成田市ホームページ 平成29年11月閲覧）

N
 1:75,000
 0 1 2km



凡 例

市町界

成田国際空港

整備実施区域

河 川 等

水 路

埋蔵文化財包蔵地

図2. 2. 7-10 周知の埋蔵文化財包蔵地位置

N 1:75,000
0 1 2km

資料：「ふさの国文化財ナビゲーション」（平成28年3月 千葉県教育委員会）

参考資料 2-235

4) 放射線の量

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を、速やかに低減することを目的として、平成 23 年 8 月 30 日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）が公布（平成 24 年 1 月 1 日に施行）された。

放射性物質汚染対処特措法では、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域である「除染特別地域」と、年間の追加被ばく線量が 1 ミリシーベルト以上の地域である「汚染状況重点調査地域」が規定されている。

整備実施区域は「除染特別地域」及び「汚染状況重点調査地域」に指定はされていない。

なお、追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトにあたる放射線量は 1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルトとされる。0.23 マイクロシーベルトの内訳は、環境省ホームページ^{注)}によると以下のとおりとなる。

- ・自然界（大地）からの放射線量 : 0.04 マイクロシーベルト
- ・事故による追加被ばく放射線量 : 0.19 マイクロシーベルト

^{注)} 環境省ホームページ 報道発表資料（平成 23 年 12 月 19 日）「放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の指定について（お知らせ）」

5) 公害苦情

整備実施区域及びその周囲における公害苦情件数は、表 2.2.7-30 に示すとおりである。

表 2.2.7-30 公害苦情件数（平成 27 年度）

単位：件

区 分		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
茨城県	稲敷市	—	2	—	—	—	—	2	5	9
	河内町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	成田市	38	8	—	21	6	—	15	204	292
	山武市	3	1	—	—	—	—	—	91	95
	多古町	—	2	—	—	—	—	2	33	37
	芝山町	1	—	—	—	—	—	—	4	5
	横芝光町	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 横芝光町は公害苦情件数の統計がない。

資料：「平成28年茨城県統計年鑑」（茨城県統計課提供）

「平成27年度 公害苦情調査結果報告書」（平成28年12月 千葉県）

6) 廃棄物の処理状況

整備実施区域及びその周囲における 2015 年度（平成 27 年度）の一般廃棄物処理状況は、表 2.2.7-31 に示すとおりである。

表 2.2.7-31 一般廃棄物処理状況（平成 27 年度）

単位：トン

			処理内訳			
			直接焼却	直接最終処分	中間処理	直接資源化
茨城県	稲敷市	15,134	11,343	0	1,813	1,978
	河内町	2,934	2,241	0	200	493
千葉県	成田市	51,070	45,813	0	4,218	1,039
	山武市	14,113	12,092	0	1,669	352
	多古町	3,513	2,604	21	852	36
	芝山町	3,502	3,228	0	274	0
	横芝光町	6,173	5,024	19	1,105	25

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27年度」（環境省ホームページ 平成29年11月閲覧）